

# 「満州事変」と日本の政軍関係

## —— 統帥権と天皇制 ——

神田 文人\*

The “Manchurian Incident” and  
Japanese Political-Military Relations

Fuhito KANDA

The purpose of this article is to clarify the change of political-military relations in prewar Japan caused by the “Manchurian Incident.” Many document collections, monographs, and scholarly articles have been published regarding this incident. These studies have shown the rapid enlargement of military power following the incident and how this growing military influence led to the February 26 Incident and the war with China. From this point, the military had total control over Japanese politics.

The above studies and monographs, however, have not clarified how the military intervention in the “Manchurian Incident” differed from two prior acts of undeclared war on the part of Japan. Like the “Manchurian Incident,” the Siberian Intervention and the Shandong Intervention were both acts of undeclared war. However, there were important differences

---

\* かんだ・ふひと：敬愛大学国際学部教授 日本近・現代史

Professor of Japanese History, Faculty of International Studies, Keiai University;  
history of modern Japan.

between them and the later “Manchurian Incident.”

The earlier military interventions in Siberia and Shandong Province were carried out with the prior approval of the Japanese cabinet. In the case of the “Manchurian Incident,” however, military action was initiated by the Guandong Army and only later approved by the cabinet and then by the Emperor. This is the key difference between the “Manchurian Incident” and those in Siberia and Shandong. It marks the turning point in prewar political-military relations and the beginning of the military’s march toward political control.

## はじめに

私は「統帥権と天皇制2」(『横浜市立大学論叢』人文社会科学系列、40巻1号、1989年)の結論部分で「陸海軍が競合しつつも軍部大臣現役武官制を実現し、かつ日清・日露戦争で政治的地位を上昇させた軍部は、『軍令』の公示、帝国国防方針等の策定で制度的に独立を達成した」と述べた。しかしこれはあくまでも「制度的確立」であって、まだ政治的進出の画期ではなかった。また「第一次大戦前の捕虜処遇とその転換」(同前、45巻1号、1994年)でその時期を昭和初年であると示唆し、「近代日本の戦争——捕虜政策を中心として」(『季刊戦争責任研究』9号、1995年)では「この時期(昭和初年)は日本軍部が政治的に確立した時期として銘記されるべきときである」と述べた。

それならば軍部の「政治的進出を確定」した画期は何時であったのか、それがこの小論の主題である。いわば日本の近代における政治と軍事との関係についての分析である。この問題に関しては、纈纈厚『近代日本の政軍関係』(大学教育社、1987年)が田中義一を焦点に据えて文字通り日本の政治と軍事の関係を分析している。とくにシベリア出兵時に関しては、それ以前の田中は参謀本部のリーダーとして軍部の台頭を目指してきたが、原内閣の陸相に就任するや参謀本部牽制へと転換していったことを述べている。

雨宮昭一『近代日本の戦争指導』（吉川弘文館、1997年）は、明治以降の軍事関係の歴史を概観した上で日露戦争における戦争指導を分析し、その後の軍部大臣現役武官制から軍部大臣武官制への制度変更とともに「陸軍省、参謀本部及教育総監部関係業務担任規定」による参謀本部の権限拡大を前提に、参謀本部に体現される統帥権と政府・臨時外交調査委員会による政治権力との関係に留意しつつ、シベリア出兵の際の政治と軍事の関係を分析し、政治が軍事を統括していたことを結論付けていて参考になる研究である。

たしかに田中義一が参謀次長時代は統帥部の勢力拡大を目指していたが、陸軍大臣に就任するや一転して参謀本部抑圧を目指したことは明らかな事実であるが、それは実現しなかった。しかしその後の日本の歴史は統帥部優位に転換し、日本の政治、軍事全体を動かしたのであった。その転換が何時であったのか、どういう経緯であったのかという問題を近代日本の政治と軍事の歴史的コンテキストの中で分析したものは管見の限りでは見当たらない。雨宮の研究もシベリア出兵の分析後は田中義一内閣論から大政翼賛会形勢過程へと飛躍しているため、その点の分析を欠いている。

初めに結論を述べておけば、その画期はロンドン海軍軍縮条約締結をはさんだ「満州某重大事件」から「満州事変」であったということである。以下にその内容を検討するが、そのためには第1次大戦以後の、宣戦布告のない「シベリア出兵」「山東出兵」と「満州事変」との比較が不可欠なので、「シベリア出兵」から始めたい。ただし小論の方法は出兵および撤兵の手続き、事変の勃発時およびその収束の時期の手続きに関してあって、出兵や事変それ自体についての研究ではないこと、また先行研究の略述による比較であることを予めお断りしておきたい。

## 1. シベリア出兵

### 前 提

周知のようにシベリア出兵は、ロシア革命にたいする英仏伊米と日本による革命干渉のための出兵であった。ときの寺内正毅内閣は出兵前年の1917年6月6日公布の勅令第57号に基づく臨時外交調査委員会（以下外交調査会）で出兵の可否について論議の上、政府の決定を経て実現したものである<sup>(1)</sup>。

「天皇ニ直隸」し、宮中に設置するという外交調査会については、内閣以外に天皇に直属する組織を設けて国務大臣を牽制するような組織であるため、憲法違反の容疑があり、かつ外交は国論の統一が必要であるという理由についても「挙国一致内閣」を組織することで十分であるという反論が提起され、論議的的ともなった。しかし政党に基盤をもたない寺内内閣が外交を政争の外において国論を統一することを名分として設置を強行した。

総裁に寺内首相が就任、委員には後藤新平内相・本野一郎外相・加藤友三郎海相・大島健一陸相の他、枢密院から牧野伸顕・平田東助・伊東巳代治が、政党からは原敬政友会・犬養毅立憲国民党総裁が参加した。しかし憲政会総裁の加藤高明は参加しなかった。そのような経緯を経て設置された調査会での論議の上で政府が正式にシベリア出兵を宣言して出兵が行われた。つまりシベリア出兵は国家意思決定に基づいてなされたのである。

細谷千博『シベリア出兵の史的研究』によれば、最初に出兵を呼び掛けたのは英國で、1917年12月末から翌年の年頭にかけ日米にたいしてなされたという<sup>(2)</sup>。さらに翌18年1月28日に米国にたいし、日本軍によるシベリア鉄道占領を提案した<sup>(3)</sup>。当初はあまり積極的ではなかった米国も再三の英國の提案に応じ、3月7日にウィルソン覚書きを日本政府に手交した。それには次のように書かれている<sup>(4)</sup>。

合衆国政府ハ西比利亜ノ現状並之カ救済策ニ関シ且最モ慎重ナル考慮ヲ加ヘツツアリ該地方諸州ノ現ニ陥リタル無政府状態ノ危険甚シキコト及同地方ニ対シ独逸侵略ノ危機切迫セルコトハ之ヲ認識シ而シテ事態愈干渉ヲ企ツルノ得策タル場合ニ至ラハ之カ任ニ当ルニ最モ適當ノ地位ニ在リ且最モ有効ニ之ヲ遂行シ得ヘシトノ連合側諸政府ノ意見ハ合衆国政府ニ於テモ亦均シク抱懐スル所ナリトス

要するに、革命によってシベリアに無政府状態が出現し、さらにドイツ軍が進出してくることを警戒し、必要に応じて日本軍の出兵が要請されるというのである。これは日本の地政学的存在が評価されていたからである。

こうした諸外国の動きにたいして日本の支配層に2つの意見があった。1つは本野外相・後藤内相・田中義一参謀次長に代表される積極的出兵論を説く「自主的出兵論」、他は原・牧野・陸軍の最長老山県有朋に代表される「協調出兵論」で、寺内首相も後者に属していた。今両者について概略を見ておくと以下のようなである。

本野外相は1918年4月12日の内閣懇談のさい、革命後のロシアが混乱、解体に瀕しているという前提で次のように述べていた<sup>(5)</sup>。

歐露ハ早晚独逸化スルヲ免カレサルヘク、而シテ独逸勢力ノ東方露領ニ延ヒ、満蒙地方ニ浸潤スル如キハ亦、单ニ時ノ問題タルニ過キスト認ムヘキニ似タリ……他日必ス東亜ニ対スル独逸ノ野望遂行ノ基礎成リテ……独逸東漸ノ勢ハ終ニ之ヲ阻止スルノ方途ナカルヘシ……今日ヲ以テ、実ニ乗スヘキノ絶好ノ機会ナリト信ス

その後の23日、本野は辞任、後任に内相の後藤が横滑りした。その後藤も強硬論者で、その意見は以下のことであった<sup>(6)</sup>。

連合国側トノ協商ニ依リ、浦鹽ヨリ露都ニ至ル鉄道線路ヲ宰理スルニ必要ナル警備軍ヲ帝国ヨリ派遣スルモノトセハ、即チ戦時警察的意味ニ於テ出動スルモノナルヲ以テ、固ヨリ征服ヲ目的トセス……

つまり出兵は侵略戦争ではないという前提に立っていたが、「連合国側トノ協商」という限定をつけ、この直後にも「予メ関係諸国ノ同意ヲ得テ」という配慮を記していた。したがって日本単独でも出兵を辞さないという

ほど強硬論者ではなかったと私は考える。

一方「協調出兵論」者はどう考えていたのか。3月15日付の山県の「時局意見」は言う<sup>(7)</sup>。

帝国ノ兵力ハ東亜ニ於テ能ク独露ノ威力ニ匹敵スルヲ得トナスモ……其ノ富力ノ増進ハ多キモ十数億ヲ出テス、工業ノ発達モ未タ以テ兵器弾薬ノ独立ヲ保障スルニ足ラス、而シテ英仏両国ハ各々自國ノ軍資及兵器ノ充足ノ為メニ日モ是レ足ラサルニ當テ固ヨリ之カ補足ヲ求ムヘカラサルノミナラス、交通運輸ノ危険ハ益々其ノ実行ヲ不能ナラシム、故ニ今日帝国カ補給ヲ仰クハ不幸ニモ帝国ノ對露策ニ對シ最モ好感ヲ有セサル米国ニ俟タサルヘカラス、故ニ予ハ……更ニ英米ノ對露政策ニ関シ根本的協議ヲ遂ケ、彼等ト相提携シテ行動スルノ精神ヲ明ニセムコトヲ最モ必要ト為シ……

これまた出兵絶対反対論ではなく、英米との協調出兵ならば良いということであった。ただ英米等の連合諸国との協調を大前提に考えていたことは否定できない。3月19日に行った米国政府への回答は次のように言う<sup>(8)</sup>。

惟フニ今次連合列強政府カ西比利亜ニ於ケル独逸ノ奸惡ナル活動ヲ阻止セム為提議セル干渉案ハ毫モ帝国政府ノ希望又ハ發議ニ胚胎シタルモノニ非サルコト明確ニ了解セラル所ナルヘシ（中略）

然レトモ這般計画ノ実績ヲ挙ケムニハ独逸ニ對スル交戦大国全体ノ完全ナル協調ニ待ツコト極メテ多キニ顧ミ合衆国及連合列国間ニ相当ノ了解成立ニ至ラサル行動ニ付テハ帝国政府ハ深ク自ラ戒慎スル所アラムトス

明らかに協調出兵の意思表明であった。同日、英國政府にたいしても協調出兵を回答した。3月25日米国政府から「感謝の意向」が伝達された<sup>(9)</sup>。自主的出兵論の敗北である。

こえて6月7日、バルフォア英国外相は英仏伊3国政府の意向を前提に駐英大使珍田捨巳に、干渉戦争参加の意思を問い合わせてきた<sup>(10)</sup>。

英国外務大臣ハ日本政府ニ於テ果シテ干渉ヲ行フノ覺悟アリヤ又前記条件（ロシアの領土保全尊重、内政問題への不干渉、連合与国軍隊のできる

だけ西方への展開) ハ其ノ容認セラルル所ナルヘキヤ否ヤヲ知ラムト欲  
ス右諸点ニ関シ好意的回答ヲ得ルニ於テハ更ニ米国政府ノ同意ト協力  
ヲ求ムル為メ連合各国ノ意見ヲ移牒セントス蓋シ米国政府ノ同意ト協  
力ヲ得サレハ本件方策ハ全然水泡ニ帰スヘキコト明白ナレハナリ

これにたいして珍田大使は6月21日、シベリア出兵の場合日本は「米国  
ノ精神上並物質上ノ支持ヲ得ルコトヲ特ニ重要視シ」ているので、英仏伊  
「三国政府及米国政府間ニ完全ナル協調ノ成立セサル以前ニ決意ヲ表明セ  
ンコト徳義上当ニ保留スヘキ境遇ニ在ルコトヲ三国政府ニ於テ諒察セラレ  
ンコトヲ請フ」と、米国の参加をも前提で同意する<sup>(11)</sup>。しかし「東部シ  
ベリア」以西の西方への進出は「至難」で約束できないと返答しつつも、  
一方では「全連合軍ノ最高指揮権ハ日本」にという希望を表明し、しかも  
それは「敢テ不当ニ非サルヘシト思考ス」と日本の大陸進出への指導権の  
野望もにじませていた。

7月8日、米国のランシング国務長官は石井菊次郎大使にウラジオスト  
ク（以下ウラジオ）への限定出兵について協力を要請した<sup>(12)</sup>。こうした連  
合諸国の日本にたいする出兵要請にたいして、原は依然として米国との協  
調出兵論を堅持していたが、山県は「自重論」を「出兵論」に変えた様子  
が『原敬日記』から窺える<sup>(13)</sup>。そして7月12日の臨時閣議を経て15日に  
元老会議が、次いで16、17の両日外交調査会が開催された<sup>(14)</sup>。出席者は  
寺内首相、後藤外相、加藤海相、大島陸相、平田東助、牧野伸顕、伊東巳  
代治、原敬、犬養毅であった。冒頭に後藤外相が発言、米国提案の7,000  
名の派兵についてその制限を受けないことを明言した。さらに大島陸相が  
沿海州方面に2個師団4万3,000名、馬1万2,000頭、シベリア方面に5個  
師団10万8,000名、馬2万3,000頭の派遣が必要と説いた。その余りの規模  
に出席者は驚き、会議は紛糾した。寺内首相は事態打開のため、陸相の発  
言は最大限の数字であると取り繕い、また伊東巳代治が大演説を行って政  
府案を支援した。その要点は主として派兵の区域・兵数問題であった。区  
域に關してはウラジオだけに限定せず「緩急ニ応シ更ニ進ンテ西比利亜方  
面ニ行動ヲ執ルノ余地ヲ存スルコトヲ宣言」し、兵数についても「僅少ノ

陸戦隊ト雖モ対方国ノ意ニ反シタル一定ノ目的ヲ以テ強圧的ニ上陸セシムルハ同シク干渉タルコトヲ免レス、又干渉ト非干渉トハ必シモ用兵ノ多寡如何ニ因ルニ非ス」と主張し、「彼ノ制限ヲ受クルハ最モ不得策ナリト確信ス」と述べた。

席上、原は「浦塩出兵ト西比利亜出兵トヲ分離シテ別々ニ処理スルヲ得策ナリト信ス」と発言したが、寺内首相は「浦塩出兵ノ目的タル『チェック』軍救援ニ在ルヲ以テ其ノ救援ノ実効ヲ期スルタメニハ勢ヒ西比利亜ニ出動セサルヲ得ス」と述べ、さらに「西比利亜鉄道ノ沿線ニ對シテハ今日ヨリ準備ヲ為スコトハ刻下ノ急務ニ屬ス素ヨリ浦塩出兵ト同時ニ決行スルコト能ハサルモ一旦其ノ事ヲ決行シタル後ハ余事ハ差置クモ西比利亜方面ニハ急速着手ノ必要アリ約言スレハ共同出兵ト自衛上ノ出兵ト同時ニ起リタリト認ムヘシ」と反論、ウラジオ出兵とシベリア出兵の同一性を主張した。結局原の意見は通らなかった<sup>(15)</sup>。原の17日の日記には、寺内の言明として以下の4項目が記されているだけである<sup>(16)</sup>。

要するに動員と否とを問はず、浦塩及び西比利亜両方面にて総員二箇師団を超過することなし。

自衛的出兵の問題は此案に含蓄せず。

西比利亜出兵は目下鉄道保護を限りとする事。

米国より更に提議あれば之と協議を進むる事。

『翠雨莊日記』の記述より分かりにくいが、原の主張が実現せず、伊東の出兵論に妥協したことが推定できる。細谷は「原敬の敗北も決定した」と評価している。

この日日本政府は米国政府に対して回答を発した<sup>(17)</sup>。それには「國務卿談話ノ第一点即チ『チェック・スローワック』軍ニ對スル武器供給ノ件帝国政府ハ米国政府カ全然我ト所見ヲ一ニスルヲ諒悉シ欣快ニ堪ヘス 右武器ハ既ニ本邦積出ヲ了シタリ」と述べた上で「帝国政府ハ差向キ多数ノ兵ヲ派遣スルノ意ニ非サルモ予メ之ヲ制限スヘキ性質ノモノニ非スト思考ス」と派遣軍隊の数量には限定をつけないという意思を表明した。大島陸相の大量派兵発言にたいする米国の反発を受けた意思表明と評価できる。

参考本部『西伯利出兵史』によれば、7月20日首相寺内・陸相大島健一中将・参謀次長田中義一中将の3者会談で次のような事項を決定した<sup>(18)</sup>。

一、第十二師団ノ派遣ニ先タチ政策上ノ必要ヨリ一部ノ出兵ヲ行フコトナシ

二、連合軍ノ総指揮権ハ之ヲ我手ニ取ムルコトニ努ム

三、動員スヘキ二師団ハ第三第十二師団トス従テ第七師団及歩兵第四十旅団ハ第三師団ノ行動ヲ援護スヘキ任務ヲ第三師団ノ付帯トス  
(以下略)

四一八 (略)

寺内首相は外交調査会の議長であるが、この会談では陸軍の長老としての立場での協議であったのかどうか判然とはしない。寺内は軍部大臣現役武官制改正のとき朝鮮総督として反対の立場から当時の岡市之助次官を支援していた経歴がある。その延長線上で統帥部の幹部田中義一との会談に応じていたのか、それとも外交調査会総裁として統帥部牽制の立場からのものであったのか、明確ではない。

軍部大臣武官制への移行にともなう「陸軍省、参謀本部、教育総監部関係業務担任規定」には次のように規定されている<sup>(19)</sup>。

第五条 左ニ掲クル事項ハ参謀総長之ヲ起案シ陸軍大臣若クハ教育総監ニ協議シ 允裁ヲ仰キタル後関係部隊へ伝宣スルカ若ハ陸軍大臣ニ移シ同大臣之ヲ奉行ス而シテ参謀総長ノ伝宣シタルモノハ之ヲ陸軍大臣ニ通牒シ陸軍大臣ハ要スレハ之ニ関スル区処ヲ為ス

(一) 地方ノ安寧、秩序保持ノ為兵力ノ使用

(二) 朝鮮、満州駐劄及清国駐屯軍隊ノ任務、配置、行動及交代

(三) 外国ニ軍隊(憲兵隊ヲ除ク)ノ派遣竝外国派遣軍隊ノ任務、配置、行動及交代

(四) 臨時編成若ハ動員セシ軍隊ノ任務及行動

右(一)乃至(四)号ハ陸軍大臣ニ協議ノ上参謀総長 允裁ヲ仰キ之ヲ伝宣ス

(五)(六) 略

(七) 動員令、復員令、戦備令、戦備解除令、応急準備令、部隊ノ編成及解散命令

(八) 戦時編制

(九) 戦時諸規則（経理、衛生及補充ニ関スルモノヲ除ク）

(十) 動員計画令及年度動員計画訓令

(十一) 臨時部隊編成要領

右(七)乃至(十一)号ハ陸軍大臣ニ協議ノ上參謀総長 允裁  
ヲ仰キ陸軍大臣之ヲ奉行ス

(十二) 略

この第七項以降は恐らく「戦時」に関するものと思われる所以、直ちに適用できないであろうが、第三、四項は「戦時」ではないシベリア出兵にも適用可能と考えられたのではないだろうか。

參謀本部の前掲書に日付はないが、出兵直前の時期に「參謀本部当事者ハ左ノ如キ感想ヲ有スルニ至レリ」として次の記述がある<sup>(20)</sup>。

過般來我政府ノ措置ハ頗ル優柔不断出兵ニ關スル米國ノ提議ヲ受ケテ既ニ二週日未タ使用兵力スラモ確定スルコトヲ得ス用兵上ノ見地ヨリスル參謀本部ノ企画、献策ハ毎ニ政府ノ干渉、抑圧ニ妨ケラレテ其機ヲ逸スルノミナラス動モスレハ純然タル統帥事項ニ迄モ容喙ヲ敢テセントシ而モ朝変暮改当事者ヲシテ徒ニ奔命ニ疲レシムルノ情態ニ在リ又參謀本部カ極力漏洩ヲ防止シツツアル用兵上ノ重要事項モ一度政府ノ手ニ移ルヤ忽チ新聞紙上ニ転載流布セラレ國民ヲシテ軍隊出動ノ機ノ何カ故ニ斯ク遲延スルヤヲ疑ハシムルモノアリ此ノ如クンハ曩ニ出動迅速ノ故ヲ以テ特ニ第十二師団ヲ選定シタル利益果シテ何レニカ存ス而シテ今回ノ出兵タルヤ國運ヲ賭スヘキ一大戦争トハ自ラ趣ト異ニスルカ故ニ決行期日多少ノ遷延、政策上ノ顧慮ノ加味等ハ或程度迄之ヲ忍フトスルモ統帥権侵害ノ惡例ヲ遺スコトハ絶対ニ防遏セサルヘカラスト信ス

この感想は先の「業務担任規定」に照らして、參謀本部のプライオリティを確保したいという意図が窺われる。しかしこの時期その願望を達成する

ことは不可能であった。政府主導であったことについてはすでに述べてきた通りである。臨時外交調査委員会の設置もこうした参謀本部の狙いを牽制するのに役立っていたと見ることもできる。

## 出 兵

かくして日本政府は8月2日、全国務大臣の副署による「シベリア出兵宣言」を発表した。それには以下のように言う<sup>(21)</sup>。

(前略) 今ヤ連合列強ハ同軍カ西比利亜方面ニ於テ独墺俘虜ノ為メ著シク迫害ヲ被ムルノ報ニ接シ、空シク拱手傍観スルコト能ハス、業ニ已ニ其ノ兵員ヲ浦塩ニ派遣シタリ。合衆国政府モ亦同ク其ノ危急ヲ認メ、帝国政府ニ提議シテ先ツ速ニ救援ノ軍隊ヲ派遣セムコトヲ以テセリ。是ニ於テカ帝国政府ハ合衆国政府ノ提議ニ応シテ其ノ友好ニ酬ヒ、且今次ノ派兵ニ於テ連合列強ニ対シ歩武ヲ齊シウシテ履信ノ実ヲ挙タル為速ニ軍旅ヲ整備シ、先ツ之ヲ浦塩ニ発遣セムトス。

叙上ノ措置ヲ取ルニ方リ、帝国政府ハ一意露国及露国人民ト恒久ノ友好関係ヲ更新セムコトヲ希図スルヲ以テ、常ニ同國ノ領土保全ヲ尊重シ、併セテ其ノ国内政策ニ干渉セサルノ既定主義ヲ声明スルト共ニ、所期ノ目的ヲ達成スルニ於テハ政治的又ハ軍事的ニ其ノ主権ヲ侵害スルコトナク速ニ撤兵スヘキコトヲ宣言ス。

この宣言は、日本が列強の要請に基づいて出兵するが、侵略や干渉の目的は一切なく、ロシアにおける政情の安定とチェック・スロヴァック人の安全を保障するという所期の目的を達成したならば直ちに撤兵することを表明している。しかしこれが守られなかったことは周知のことである。にも拘らずこれは閣議決定を経た日本の国家意思の表明であった。

しかし問題は残っていた。宣言案を外交調査会で決定した後、米国政府と日本政府との間で派兵の地域と兵力についての駆け引きが行われていた。米国はウラジオツク周辺への限定派兵を考えていたが、日本は西部シベリアをも視野にいれて大量派兵を狙っていたからである。7月25日、ポーク国務次官は米国政府の方針として石井駐米大使に、米国は7,000の兵を送

るが、日本はウラジオ周辺に1万ないし1万2,000以内の「限定出兵」すべしと主張し、「第二回の送兵は、必要がおこった場合、別問題として論議することにしたい」と提議した<sup>(22)</sup>。日本政府はこれを受け入れて先の出兵宣言になったのである。

出兵宣言に基づいて参謀総長上原勇作が「勅ヲ奉ジテ」8月5日「作命第一号」で第12師団（小倉、師団長大井正元 以下同じ）に出動を命令した<sup>(23)</sup>。それは戦闘員9,260名、非戦闘員4,780名という。同じ5日満州駐留中の第7師団（旭川、藤井幸槌）を満州里周辺に、さらに23日には第3師団（名古屋、大庭二郎）を後貝加爾州方面への出動を命令した。翌1919年3月、第14師団（宇都宮、栗田直八郎）が第12師団と、7月には第5師団（広島、鈴木莊六）が第3師団と交替した。いずれも天皇の奉勅命令によるものである。しかもその兵力は米国の予想を遥かに上回るものであった。米国政府は11月16日、石井大使にたいし「米国政府は目下北満及東部西比利亜に駐屯する日本軍兵数の過大なるを見て驚愕禁ずる能わず、而して信憑すべき報道に拠れば該兵数は頗る過大にして、日米間の協力を目的とする明確なる協定の趣旨と隔たること甚だ遠しと謂わざるべからず」という抗議文を提出した。日本政府は20日、石井大使宛に回答を返電した。それには「西比利亜及北満州方面派遣の日本軍兵力は一時は戦闘員4万4,700名、非戦闘員2万7,700名に達したるも、其の後還送を了し又現に還送中に属するものを除くときは戦闘員4万2,200名、非戦闘員1万6,400名、合計5万8,600名となる」とある<sup>(24)</sup>。日本は米国との論議なしに独断で急速に兵力を増大したことは明らかである。

この間の1919年8月1日、ロシアの革命勢力の増大にたいして参謀本部は陸軍省にさらに1個師団の増派を要求したが、14日の閣議は「現在ノ情況ニ於テ從來ノ出兵方針ヲ変更スルノ必要ヲ認メス」という決定を下し、増派を承認しなかった<sup>(25)</sup>。しかし翌年1月1日、浦塩派遣軍司令官大井成元が参謀本部に「過激派」鎮圧のために1個師団の増派を要請してきた。たまたまこの時期、米国政府は撤兵に着手し、1月初め米国軍司令官は浦塩派遣軍司令官に1月10日以降逐次撤兵すると通告してきた。駐米の幣原

喜重郎大使からは、2月上旬頃には撤退完了となろうという連絡も到來した。このように連合国が撤兵しているとき日本だけが駐兵を継続するにはそれなりの理由が必要である。日本政府は3月2日の閣議および5日の外交調査会で新しい「根本方針」を決定した。それは言う<sup>(26)</sup>。

今ヤ同軍（チェコ・スロバキア）ハ近キ将来ニ於テ西比利亜ヲ撤退スヘク從テ帝国トシテハ將ニ西比利亜出兵ノ目的ヲ達セムトスル次第ニ付单ニ右ノ見地ニ立論スルトキハ間モナク撤兵ヲ実行スヘキ筈ナリ然ルニ西比利亜ニ於ケル事態ハ益々混沌ヲ極メ過激派ノ勢力將ニ東部西比利亜ヲ席捲セムトスルニ至リ帝国ト一位帶水ノ浦塩方面モ全然過激派ノ掌中ニ帰シ接壤地タル朝鮮ニ対スル一大脅威ヲ現出スルト同時ニ同派ハ進ンテ北満ニ侵入シ来ルノ虞アル處此ノ如キハ帝国ノ自衛上黙視シ難キ所タリ

要するに、独墺捕虜によるチェック軍迫害からの救援という出兵目的を過激派勢力一掃による政情安定に変更、拡大したのである。さらにこれに基づき3月17日、参謀総長は「浦塩派遣軍ハ帝国自衛ノ目的ヲ以テ其兵力ヲ概ネ東支鉄道沿線及『ポグラニーチナヤ』付近ヨリ蘇城付近ニ亘ル線以南ノ沿海州地方ニ配置シ該地方ニ於ケル交通及治安ヲ維持シ以テ直接朝鮮北境、吉林省東境及満州方面ニ対スル過激派ノ行動ヲ防遏スヘシ」等の訓令を発した。同日付の陸軍大臣指示もまた右地域の「交通及治安ノ維持」に限定した<sup>(27)</sup>。この趣旨に基づいて31日には「我カ接壤地方ノ政情安定シテ鮮満地方ニ対スル危険除去セラレ、我カ居留民ノ生命財産ヲ安固ナラシメ、交通ノ自由保証セラルルニ至ラハ……可成速ニ……軍隊ヲ引揚」げると、政情安定すれば撤兵するという政府声明を発表した<sup>(28)</sup>。

## 撤 兵

ところでこの間寺内内閣は米騒動の衝撃で1918年9月21日辞表を提出、29日に原敬内閣が誕生、陸相には参謀次長の田中義一が就任した。田中の在任は正味3年末満、1921年6月待命となり軍事参議官に就任、後任には次官の山梨半造が就任、撤兵時期の大臣であった。ところで参謀次長時代

の田中は「自主的出兵論」を主張した強行論者であったが、政府の閣僚となると軍事的見地からだけではなく、政治的見地からの判断が必要とされるようになる。田中は参謀本部から突き上げられながらも、政治的判断を加えつつ、それを抑制しながらの対処を迫られた。高倉徹一『田中義一伝記』は「田中参謀次長は明らかに出兵を主張した強硬論者の一人であったが……たまたま陸相に就任するや、逆に如何に撤兵をするかが彼在任中の課題となった。……正しく君子豹変で、国務大臣として毀誉褒貶を度外視し從来の行き懸りを一擲した」と記している<sup>(29)</sup>。田中の態度変更が陸相就任以後からなのか、それ以前には兆候はなかったのかどうか判然とはしないが、陸相就任が直接の契機であったことは否定できないであろう。

この間の1920年3月12日から5月末にかけてニコラエフスク事件が起きる。事件については省略するが、日本としては増派に絶好の口実となった。6月28日、ウラジオ派遺軍司令官の要請を受けた参謀本部は陸軍省に「沿海州ニ少クモ三師団ノ駐兵ヲ必要」との覚書きを交付、それを受け7月3日、政府はサハレン州内の必要地点の占領、とくにハバロフスクはその要衝地点であるから、その「地方ノ安定ヲ得ル迄已ムヲ得ス相当数ノ軍隊ヲ駐ムヘシ」と決定、翌4日参謀総長は第10旅団（第11師団—善通寺の隸下）の増派を、さらに9月17日には第11師団（善通寺、古莊幹部）を派遣し、代わりに第14師団の帰還を命令した<sup>(30)</sup>。しかし国際的に孤立した状況下での日本だけの単独出兵・駐留は困難で、撤兵の口実・時期が次第に問題化した。

この間の4月6日、クラスノシチョコフを中心にウェルフネウディーンスク（現ウランウデ）を首都に極東共和国が成立を宣言した。この時期日本国内でも撤兵論が台頭しつつあった。6月1日の閣議と3日の外交調査会はザバイカル州およびハルビン西の軍隊の引き揚げを決定した。参謀本部は「未タ其時ニアラストノ意見ヲ持シテ争ヒタルモ容ル所トナラス」政策決定が行われた。参謀本部の主張は政治的決定によって抑えられてしまったのである。閣議決定は言う<sup>(31)</sup>。

帝国政府ハ向者西伯利ニ於ケル我接壤地方ノ政情安定シテ鮮満地方ニ

対スル危険除去セラレ我居留民ノ生命財産ヲ安固ナラシメ交通ノ自由保障セラルルニ至ラハ「チェック・スロワック」軍ノ撤去後成ル可ク速ニ西伯利地方ヨリ軍隊ヲ引揚クヘキ旨宣言シタル所去四月四日浦潮ニ於テ日、露両軍ノ間ニ衝突ヲ惹起シ其結果露軍ノ武装解除ト為リ一時同地方ノ形勢頗ル險惡ト為リタルモ爾來多少ノ変遷ヲ経テ今事態稍安定ノ状ヲ呈スルニ至リ……少クトモ一部ノ撤兵ヲ実行スルコト我屢次ノ声明ニ顧ミ得策ト認メラレル……帝国政府トシテハ此際事情ノ許ス限り我宣言ヲ履行スルノ方針ニ出ツルヲ以テ最モ得策ト認メラル（以下略）

7月15日、日本のシベリア派遣軍と極東共和国が停戦議定書に調印、17日には極東共和国との間に日本軍のザバイカル州からの撤退、赤軍の極東共和国への進駐禁止等の覚書きに調印、8月20日にはザバイカル州よりの撤退を、8月31日までにはハルビン以西の日本軍は引き揚げを完了した。さらに9月10日の閣議はハバロフスクからの撤退を決定、17日に撤兵宣言を発した。いずれも政府主導である<sup>(32)</sup>。

この時期田中陸相は参謀本部を抑圧し、陸軍の統帥権独立制度の変更を迫る意図をもっていた。『原敬日記』によれば田中はニコラエフスク事件後の1920年8月5日、「両三日前山県に会見して辞意を述べたり」とある<sup>(33)</sup>。その狙いは田中の辞任によって原内閣が総辞職に追い込まれることを山県が回避したいと思うであろう、だからこそ、そうして山県を揺さぶり譲歩させながら、参謀本部改革にかかろうとしたのであった。山県は田中を慰留した。しかし田中の意思は変わらず、9月10日、改めて原首相に辞表を提出した<sup>(34)</sup>。そのときの説明によれば「陸軍省と参謀本部との間に権限に関する取決書あり、……参謀本部は之を楯に取り、例の統率権を振廻して陸軍省を制せんとし、而して参謀本部は終始山県を後援となし、何かあれば直に山県に訴ふる次第にて、実は到底政策を実行する事不可能となれり。故に御面倒ながら此辞表を以て山県に相談あらば、山県は必ず自分を招致すべく、其際山県より曩きの覚書きを取り消すべき言質を得て政策を断行したし」とある。田中の意図を察した原首相は13日に山県と会談、

「田中強いて辞すれば内閣総辞職すべし」と山県を牽制して譲歩を引き出した。山県は直ちに上原勇作参謀総長を抑制したのであろう、翌日に原が田中と会談の際、田中が「如何なる事情か近頃上原参謀総長の態度は全然従来に異なり極めて穏和なり、何か心当なきやと云ふに付、予は何事も思当る事はなしと云ひ置きたり」と記している。なお田中の辞表は16日侍従長を通じて却下された<sup>(35)</sup>。

同年8月18日の『原敬日記』には「枢密院会議後立話に、田中陸相支那問題近々如何ならんも知れざるに因り西比利方面の事は手を引きハバロフスクよりも撤兵して専ら支那に注意しては如何と思ふと云ふに付、余賛成を表したれば……」と対話している。さらに12月8日の日記によれば、山県は原にたいして「樺太は現在の通にて可なりと思うも」「浦塩方面より撤兵しては如何」と提案している。原は直ぐには賛成せず、「山県の此言は其理由詳細ならず、尚ほ他日糺すの必要あるべしと思はる」と記している。翌々10日、田中が山県を訪ねるといったとき、原は「山県は浦塩方面より撤兵しては如何此事は君（原）にも未だ話さざれども一考すべしと云ふ事なりしが、予は山県の真意は不明なりしも、差向不可能の事と思ふ、……過激政府を承認する場合は兎に角、今日にては到底問題にならずと思ふと付言し置けり」と、山県案反対の意向を示している<sup>(36)</sup>。これらの経緯からすると、原や田中の心中は山県の浦塩撤兵論にまでは同調できないものの駐兵地域を限定していくという意図があったのではあろう。

田中の参謀本部抑圧の意図は十分には実現しないまま、翌1921年5月25日心臓病で辞表提出、後任に山梨半造次官が就任する。この時期シベリア撤兵は日本の単独出兵という国際的圧力の中で実現しつつあった。山県もその意向を明言していた。21年5月31日の『原敬日記』には次のように書かれている<sup>(37)</sup>。

西伯利山東撤兵問題に付、過日内閣の内決及び彼等関係者を集めて會議せし顛末を告げ、参謀本部などは反対らしいけれども此外に致方なし、と言ひたるに山県は、いや軍人に相談しては到底駄目なり、此間も立花浦塩軍司令官來訪撤兵後の事を言ふに付、自分は大勢不可なる

こと及び国家の財政にも無益の費用を除かしめざるを得ず、とて論破し置きたり、軍人は反対なるも此外に良策なしと山県繰返し言へり。

これより先1920年4月6日、セレンガ川からバイカル湖の西の線を西の境、バイカル湖の北端からサハリンの北端を結ぶ線を北の境とする極東共和国がウェルフネウディーンスク（現ウランウデ、21年夏チタに移転）を首都に誕生したことについてはすでに述べた。この政権はソビエト共和国とは異なり、土地、資源等は私有を禁ずるが、一般的には私有財産制を認める制度を採用し、資本主義国との緩衝地帯としての役割を担つたのである<sup>(38)</sup>。日本政府は21年5月13日の閣議で、「閣議（官邸）西伯利撤兵に付、交渉案、満蒙経営及東支鉄道案等に付、内田外相より提議し、大体決定したり」と原が日記に記したように、政府は撤兵案を決定した。この件に関して原首相は16日、閣僚の他斎藤実朝鮮総督、水野鍊太郎政務総監、大庭二郎朝鮮軍司令官、山県伊三郎関東長官、河合操関東軍司令官、由比光衛青島守備軍司令官、立花小太郎シベリア軍司令官、小幡酉吉駐華公使、赤塚正助奉天総領事を招集して次のように述べた<sup>(39)</sup>。

浦塩軍及び山東軍の撤兵を政府に於て決定したりと告げ、其条件手段等をも示し又関係者の意見を聞きたり。山東より撤退青島に集中の事に付ては由比賛成、又浦塩軍撤退に付ては立花、河合多少後事の心配在りしも、政府の方針は既に決定せしに付、其手段等に於て陳述したり。

政府の決定した撤兵方針に軍関係者といえども全面反対ではなく、撤退の方法手段等についての意見を述べたに過ぎなかった。国家意思の決定に軍は従ったのである。

ただこのとき直ちに撤兵が開始されたのではなく、翌年になるのである。その間に極東共和国との外交関係樹立の協議が始まった。正式交渉は8月から大連で始まったが、対等関係を主張する極東共和国と経済的進出を要求する日本との間に条約は成立せず、翌年4月4日の閣議は交渉打ち切りを決定<sup>(40)</sup>、16日内田康哉外相は代表の引き揚げを命じた<sup>(41)</sup>。

この間ワシントンで海軍軍縮会議が開催され、2月6日に条約が成立し

ている。その会議の全権加藤友三郎は1922年6月6日に組閣し、その直後の6月23日、閣議および臨時外交調査会を開き、シベリア撤兵を決定した。それは次のように言う<sup>(42)</sup>。

西伯利亜撤兵ハ之ヲ中外ノ形成ニ顧ミ遷延シ難キ状況ニアリ殊ニ万一眼外ヨリ撤兵ヲ強要スルカ如キ提議ヲ見ルニ於テハ帝国政府ノ立場ハ益々困難トナルノ外ナキニヨリ此際撤兵ニ議ヲ決シ遲クトモ本年十月末日迄ニ沿海州ヨリ撤兵スヘキ旨速ニ之ヲ中外ニ宣明スルコト

明らかに国際関係に配慮した撤兵政策であった。この声明に基づいて、8月26日から撤兵が始まり、10月25日北樺太を除いて撤兵が完了した（北樺太撤兵完了は1925年5月15日）。この間の9月18日、すでに有名無実化していた臨時外交調査委員会の官制廃止が公布された。一方長春では9月4日から日本代表松平恒雄外務省欧米局長と極東共和国代表ヤンソン外相、ソビエト代表ヨッフェとの会談が始まった。しかし対象範囲を極東共和国に限定しようとする日本と、日ソ関係全般を対象と主張するヨッフェらとの意見の対立が解けず、25日には決裂した。その後11月15日、極東共和国はソビエト・ロシアに吸収され、12月30日には全ロシア統一のソビエト社会主义共和国連邦が成立、シベリアに「緩衝国」を造ろうとした日本のシベリア出兵の企図は完全に挫折した。

以上のようにロシア革命干渉を企てたシベリア出兵の目的は失敗した。またその間田中義一陸相による参謀本部の権限縮小の目論見も失敗したが、出兵決定から増兵、撤兵に至る全経緯はつねに外交調査会を経た上での閣議決定という国家意思の決定に基づくものであって、参謀本部単独の方針、決定で動いたのではない。この点は十分に確認しておきたい。

## 2. 山東出兵、張作霖爆殺事件

この問題についてはすでに30年以上前の関寛治「満州事変史」中の「第1章田中外交」に詳しい（『太平洋戦争への道 第1巻 満州事変前夜』、朝日新聞社、1963年）、また張作霖爆殺事件については升味準之輔『昭和天皇と

その時代』(山川出版社、1998年) の第2章Ⅲで、最近の資料を利用して要領よく叙述されている。それらを参照しながら小論に関係する限度で述べることにする。

## 第1次山東出兵

1927年、28年の田中内閣による山東出兵は、中国の北伐革命に反対、日本人「居留民の生命財産の保護」という名による中国の主権侵害の干渉戦争であった。それにも拘らず、後の「満州事変」との間には違いがあった。そのことを見ていきたい。

1926年7月、第1次国共合作による国民政府（広州）の蒋介石は北伐の国民革命軍を組織して湖南から湖北に出撃、さらに江西に進撃した。しかし翌27年3月以来国民革命軍内には国民党と共産党との内紛が激化、4月12日、蔣は上海で共産党を弾圧、18日北伐の継続を目指しつつも南京に国民政府を組織した。一方共産党は武漢に独自の武漢政府を樹立、南京政府と対立、闘争しながら北伐革命を継続した。

こうした北伐革命にたいして、当初若槻内閣の幣原喜重郎外相は英米との協調外交方針を堅持して不干渉主義をとっていたが、金融恐慌問題に関連して1927年4月17日総辞職に追い込まれ、20日田中義一内閣が誕生、田中が外相を兼任し、对中国積極外交路線に転換したが、田中外相よりもむしろ次官に起用した森恪が強行路線であった。国共分裂のため一時低迷していた北伐革命運動は5月9日、再び開始されて山東半島に迫り、山東方面の日本人居留民の安全問題が浮上した。外務省および陸軍省、参謀本部等に出兵論が高まった。高橋是清蔵相は金融恐慌下の現状において内地からの陸軍部隊の派遣が及ぼす経済界への影響を憂慮し、多大の経費の支出を必要とするならば臨時議会の召集をも求めるという見解で、出兵反対論であった。

そこで陸軍省・参謀本部は26日に協議して覚書きを作成、それを白川義則陸相から田中首相に提出した。それは内地からの出兵ではなく、以下のように「満州」からの転用を内容とするものであった<sup>(43)</sup>。

## 覚

- 一、濟南帝国居留官民ヲ同地ニ於テ保護スル為取敢ス滿州ヨリ歩兵四大隊及之ニ付属スル部隊約二千ヲ派遣ス状況ニ依リテハ更ニ有力ナル部隊ヲ増派スルヲ必要トス
- 二、前項派遣部隊ハ當分第十師団ノ部隊ヲ以テ充当シ得ヘキモ同師団ハ近キ将来ニ於テ交代ヲ要スルヲ以テ駐留長キニ亘ルノ見込ナルニ於テハ成ルヘク速ニ新ナル部隊ト交代セシムルヲ要ス 陸軍中央部ニ於テハ第十師団ハ既ニ駐満二年ヲ経過シ士氣上及教育上内地ニ帰還セシムルヲ必要トスヘシトノ意見ニ傾キツツアリタリ
- 三、濟南及膠濟鉄道沿線ノ要点ニ於ケル帝国臣民ヲ確実ニ保護スル為ニハ少クモ歩兵八大隊ヲ基幹トスル混成部隊ヲ必要トス
- 四、北支那駐屯軍兵力ノ増加ヲ必要トスル場合ニハ第一項ニ準シ取敢ス滿州ヨリ所要ノ部隊ヲ派遣ス
- 五、第一項及第四項派兵ノ為生スル在満部隊兵力ノ不足ハ即時内地ヨリ補充ス

翌5月27日、白川義則陸相はこの覚書きに依拠して閣議に提案した。閣議はこの折衷案に胡麻化されたと言うべきであろうか、「省部間ノ覚ニ基ク派兵ハ今暫ク時機ヲ見テ決スヘク先ツ満州ヨリ歩兵四大隊ノミヲ青島ニ派遣ス」という決定をした。これに基づいて翌28日午前9時半に田中首相が、10時に鈴木莊六参謀総長がそれぞれ上奏允裁を仰ぎ、政府声明ならびに参謀総長の「臨參命第二号」を発した。政府声明は言う<sup>(44)</sup>。

支那ニ於ケル最近ノ動乱殊ニ南京、漢口其ノ他ノ地方ニ於ケル事件ノ実跡ニ徴スルニ兵乱ノ際支那官憲ニ於テ保護十分ナルヲ得サリシ為在留帝国臣民ノ身体生命財産ニ對スル重大ナル危害ヲ蒙リ甚シキハ名譽毀損ノ暴挙ヲ見タリ……今ヤ右戦乱ハ濟南地方ニ波及セントシ同地在留帝国臣民ノ生命財産ノ安全ニツキ危惧ノ念措ク能ハサルモノアリ同地方ニハ帝国臣民ノ居住スルモノ二千ノ多數ニ上リ而モ同地ハ海岸ヲ距ルコト遠キ奥地ニ在ルヲ以テ長江沿岸各地ニ於ケルカ如ク海軍力ニ依リ之ヲ保護スルコト到底不可能ナルニ依リ帝国政府ニ於テハ不祥事

件ノ再発ヲ予防スル為陸兵ヲ以テ在留日本人ノ生命及財産ヲ保護スルノ已ムヲ得サルニ至レリ然ルニ右保護ノ為派兵ノ手配ヲ為スニハ相当ノ日子ヲ要シ而モ戰局ハ刻々變化シツツアルニ顧ミ應急措置トシテ在満部隊ヨリ約二千ノ兵ヲ取敢ス青島ニ派遣シ置クコトニ決セリ（下略）この後決まり文句のように、今回の出兵は自衛上の措置であって日本人が戦乱の被害を受けないようになれば直に撤兵すると述べてはいる。しかし、「生命財産ニ對スル重大ナ危害」と言えば死者も出たということだろうが、それより「甚シキハ名譽毀損」とは一体どういうことか。恐らく「名譽毀損」が最大の口実だったのであろう。日本は出兵を強行した。「満州」駐屯の第10師団（姫路、長谷川直敏中将）、第33旅団（旅団長郷田兼安少将）にたいし以下のような「臨參命第二号」が発せられた<sup>(45)</sup>。

一、濟南及膠濟鉄道沿線ノ要地ニ於ケル帝國臣民ヲ保護スル為歩兵第三十三旅団ヲ先ツ青島ニ派遣ス

二、関東軍司令官ハ歩兵第三十三旅団ヲ速ニ青島ニ派遣スヘシ（以下略）

三、歩兵第三十三旅団ハ青島ニ於テ待機ノ姿勢ニ在ルヘシ（四は略）

青島上陸は6月1日であった。その後6月末にかけて青島および膠濟鉄道沿線の軍事状況が不安定となった。そこで濟南総領事藤田英介が幣原外務大臣にたいして第33旅団の濟南への移動を要請してきた。それを受け7月5日の閣議は濟南を放棄しないという前提で同旅団の西進を決定、それにもとない参謀本部は第10師団の残余部隊の山東への派遣案を陸軍省に交渉、それを陸軍大臣が總理大臣に伝えて承認を得た上で参謀本部に通牒、派兵が実現、8日同旅団は濟南に到着した。この間の手続きについて参謀本部は次のように述べている<sup>(46)</sup>。

歩兵第三十三旅団西進決行ニ至ル經緯ヲ考察スルニ参謀本部ハ其責任ノ所在ヲ明ニスル為西進時機決定ノ手続上ニ関シ陸軍省及政府ト幾多折衝ヲ重ネタリ抑々参謀本部主任部ハ之カ時機ノ決定ヲ政府ノ責任ニ属スヘキモノト為セリ……旅団ノ西進決行ハ居留民現地保護ニシテ事實ニ於テ当初ノ任務外トナルヲ以テ先ツ政府ノ居留民現地保護ノ意思

決定ヲ以テ前提条件ト為ササルヘカラス故ニ政府ハ機ヲ失セス居留民現地保護ノ方針ヲ確立シテ上奏允裁ヲ仰キ之ニ伴フ軍隊ノ西進行動ハ統帥部ニ一任スルノ方策ニ出ツルヲ理論上至当トス（下略）

軍隊の派遣、増派等については参謀本部が積極的に立案、推進する所以はあるが、その一存で実現するわけではない。陸軍省との協議、政府の承認が得られないならば実現しないのである。そうでなければ海外派兵は不可能であった。その手続きを参謀本部も十分に承知していた。右の文章につづいて「居留民保護ノ意思決定ハ總理大臣ノ上奏ヲ要シ其用兵事項ニ就テハ参謀総長更メテ上奏允裁ヲ仰キタル後旅團ニ対シ明確ニ任務ヲ与フルヲ本則」とすると述べている。先のシベリア出兵のとき陸軍大臣として参謀総長を抑えることを目指しつつ果たせなかつた田中がこのとき首相兼外相であった。「田中外交」は積極外交と言われるが、そのときでも海外への軍隊派遣のさいは参謀本部だけではなく、陸軍省、政府の承認なしに勝手に軍隊を動かすことは不可能であり、かつそのことを参謀本部自身が十分に認識していたのが右の史料の語るところである。

この後の7月31日から8月4日にかけての徐州の戦闘で蔣の南軍が大敗し、8月14日に蔣は下野を宣言して北伐革命は挫折し、日本の出兵理由は解消した。そこで27日参謀総長は撤兵意見を陸軍大臣に連絡、政府もこれを了承の上、29日の枢密院の議を経た上で、30日に田中首相、鈴木参謀総長が相次いで上奏した。同日政府は「最近戦局ノ変転ト共ニ山東方面ノ事態安定ニ向ヒ当分邦人戦乱ノ禍害ヲ受クル虞ナシト認メラルルヲ以テ……此際我派遣軍ノ引揚帰還ヲ決行スルコトセリ」と声明を発表<sup>(47)</sup>、また同日参謀総長も「臨參命第七号」で第10師団の帰還を命じ、第1次山東出兵は終了した。しかし政府声明には「将来支那ニ於テ独リ同方面ノミナラス多数邦人居住ノ地方ノ治安定ラス禍害再ヒ邦人ニ及フノ虞アル場合ニハ帝国政府トシテ機宜自衛ノ措置ヲ執ルノ已ムヲ得サルモノアルヘシ」という但し書きをつけていた。

## 第2、3次山東出兵

下野した蒋介石は芳沢謙吉公使の要請に応じて10月に来日、11月14日田中首相と会談、国民革命に対する日本の支援を要請した。支援の確約は得られなかったが、帰国した蒋は統一を回復した国民党によって翌1928年1月国民革命軍に推戴されて南京に入り、総司令の地位に復帰し、2月には自ら国民革命軍総司令兼第1集団軍総司令に就任、馮玉祥を第2集団軍総司令、閻錫山を第3集団軍総司令に任じ、国民革命軍を3個集団軍に再編成した。こえて4月10日総攻撃を命令、北伐を再開した。これにたいして北方軍閥の張作霖は迎撃体制をとり、風雲急を告げるに至った。

4月16日济南の駐在武官酒井隆少佐は参謀総長宛に出兵に関する意見を提出、青島総領事藤田栄介、济南総領事代理西田畊一もほぼ同様の意見を外務省に具申してきた。翌日の閣議で白川陸相は出兵の必要を発言、同日陸軍省は参謀本部および海軍省と協議して急速に天津から歩兵3個中隊を济南に派遣し、同時に内地よりの派兵も決定した。この間すでに準備中だった第6師団（熊本、福田彦助中将）から8個大隊の派遣を19日の臨時閣議で決定した。同日、鈴木参謀総長は第6師団の他、近衛師団長谷川直敏中将に臨時派遣電信隊および同鉄道隊の青島への派遣を、さらに第6師団到着までの間、支那駐屯軍司令官新井亀太郎中将には歩兵3個中隊を指揮して济南の警戒に当たること等の命令を発した。翌20日政府も派兵声明を発した。それは「帝国政府ハ支那ノ動乱ニ際シ一党一派ヲ支援」するものではないとしつつも治安の亂れに乗じて日本人が被害を被ることを座視できないという前提でのものであった<sup>(48)</sup>。

（前略）今ヤ山東戦況ノ急転ト共ニ動乱將ニ邦人居住地方ニ波及セン  
トシツツアルニツキ已ムヲ得ス前記声明書ノ趣旨ニ従ヒ内地ヨリ約五千ノ一部隊ヲ青島ヲ經テ膠濟鉄道沿線ニ派遣シテ在留邦人ノ保護ニ任せシメ尚应急ノ措置トシテ該師団ノ到着マテ支那駐屯軍ヨリ取敢ス三中隊ヲ济南ニ派遣セシメラルコトナレリ（下略）

この声明に基づいて第6師団は4月25日青島に上陸、5月2日济南に到

着した。同日蒋介石率いる南軍も濟南に入城したが両軍間は平静であった。ところが翌3日日本軍は北伐軍第40軍に攻撃を開始し、11日濟南城を占領した。このとき濟南事件が発生した。この事件に関して6日、陸軍中央部当局は非公式に「海軍及外務省当局」と交渉、さらに翌7日参謀本部は陸軍省と協議を遂げ、軍事参議官会議を経た上で8日の閣議にかけ、閣議は1個師団の増派を必要と認めた。その結果、5月9日参謀総長閑院宮載仁親王が上奏允裁を仰ぎ、第3師団（名古屋、安満欽一中将）の派兵が実現した。この日の政府声明は次のようにあった<sup>(49)</sup>。

曩ニ動乱濟南ニ波及セムトスルヤ同地方在留邦人保護ノ為ニ軍隊ヲ派遣スルト同時ニ右派兵ニ關シ帝国政府ノ態度ヲ闡明スルトコロアリタリ

然ルニ濟南ニ於ケル不祥事件ノ発生以来同地方ノ事態悪化シ現在ノ兵力ヲ以テシテハ居留民保護ニ於テ万全ヲ期シ得サルノ憾有ルノミナラス青島ト濟南トヲ連絡スル山東鉄道ハ隨所ニ破壊セラレ交通ノ確保ヲ期シ難キノ現状ニ在リ依テ同地方居留民ノ保護ニ遺憾ナカラシメ且山東鉄道交通ノ確保ヲ期スル目的ヲ以テ第三師団ヲ山東ニ増派セラルルコトトナレリ（下略）

これほど大掛かりな声明を発して師団を増派し、11日には濟南城を占領したが、日本側の被害は大したものではなかった。外務省が5月28日付で国際連盟に宛てた「説明書」の別紙「濟南ニ於ケル日支両国軍隊衝突事情」によれば「五月十五日迄ニ判明セル所ニ依ルニ本事件中日本居留民ノ支那兵ノ為受ケタル被害ハ殺害セラレタル者十四名ニシテ……尚略奪セラレタル戸数百三十一戸ニ達ス」とある<sup>(50)</sup>。一方第6師団長から参謀総長に宛てた15日夜の電報によれば「濟南陥落ニ伴ヒ支那側ハ無数ノ死者ト山ノ如キ兵器弾薬ヲ遺棄シテ……逃走」したと報じた。この事件についての後の世界赤十字会濟南分会調査によれば「濟南惨案」の死者6,123名、負傷者1,700余名と言われる<sup>(51)</sup>。この日中両国人の被害の実態は、日本人の生命財産の保護という名目での出兵がいかに攻撃的、侵略的であったかを示している。

なお右の電報はすでに日本軍の「威武」は十分に発揮したのであり、これ以上続けるならば「支那ヲ敵トシテ戦フ」ことになるのであり、その意思がない以上、「軍部ノ作戦的行動ハ之ヲ打切り爾後ハ外交関係ニ移スヲ適當トスル如ク考ヘラル」との見解を述べていた。北伐革命自体が山東地方から京津地方に北上しつつあったからでもある。同じ5月15日政府においても事態収拾に向けて動き出していた。同日の閣議において張作霖および蒋介石両者にたいする覚書きの提示の必要を確認、18日両者にたいして声明を発表した。結論的に言えば両者に対する威嚇であった。それは言う<sup>(52)</sup>。

（前略） 戦乱今ヤ京津地方ニ波及セントシ満州ノ地モ亦將ニ其影響ヲ蒙ラントスル虞アルニ至シカ抑々満州ノ治安維持ハ帝国ノ最モ重視スルトコロニシテ苟モ同地方ノ治安ヲ紊シ若ハ之ヲ紊スノ原因ヲ為スカ如キ事態ノ發生ハ帝国政府ノ極力阻止セントスルトコロナルカ故ニ戰乱カ京津地方ニ進展シ其禍乱満州ニ及ハントスル場合ニハ帝国政府トシテハ満州治安維持ノ為適當ニシテ且有効ナル措置ヲ採ラサルヲ得サルコトアルヘシ（下略）

これを見ると「満州」を自国の支配下の地として認識していることが明瞭である。それはともかく、軍事行動による事態の収拾は困難な状況になっていた。したがって政治的解決に委ねられたのは当然であった。山東出兵自体はその後の7月14日、田中外相が芳沢謙吉中国公使、矢田七太郎上海総領事にたいして謝罪、加害者の処罰、損害賠償、将来の保障等一方的に日本に有利な解決条件を前提に、王正廷外交部長と交渉を指示したが進捗せず、日本側の譲歩の末、翌1929年3月3日、損害問題の相殺、陳謝の打切り等の条件で妥協が成立、同28日に事件解決の共同声明書等が発表されて山東出兵問題は決着がついたのである。

以上の経緯から明らかなように山東出兵もシベリア出兵と同様近隣諸国に対する軍事侵略行動であって容認されるべきことではない。しかし冒頭に述べたように、軍事行動自体は出先軍部や参謀本部の出した軍事行動だったわけではない。参謀本部は陸軍省と協議し、陸軍省もまた政府と会

議を開いて事を協議した上で実行に移していたのである。その意味では軍事が政治の範囲を越えて独走したのではなかった。まだ軍事行動は政治の範囲内にとどまっていたのである。

ところがこの山東出兵中に起きた張作霖爆殺事件は軍中央の知らない状況下で出先軍部が起こした事件であった。しかもそれを政府・軍中央が統制できなかった。それより大規模なのが「満州事変」であったのである。ここに日本の政軍関係の転換が象徴されていた。

## 張作霖爆殺事件

関東軍高級参謀河本大佐による張作霖爆殺事件については改めて述べることもないほどである。しかしここでは小論に關係する限りにおいて最小限言及しておきたい。

1928年5月、北伐革命が北京に迫り奉天軍の敗北が不可避になったとき、関東軍は張を下野させて新政権を樹立し、北京政府から独立させることを目指したが、田中首相はなお張を利用する構想から奉天（現瀋陽）への帰還を勧告した。勧告に応じた張は6月3日北京から奉天へ京奉線で奉天に向かった。列車が奉天に到着する前の、京奉線と満鉄線とが交差する（満鉄線が上を通る）皇姑屯駅地点で爆薬が仕掛けられていて列車は爆破され、張は重傷を負った。6月4日午前5時30分である<sup>(53)</sup>。張は間もなく絶命した。事件は河本大佐が計画し、独立大隊中隊長東宮鉄男大尉が指揮したものであった。現場には中国人の犯行を示すかのようにソ連製の爆弾を握った2人の中国人の死体があった。中国人の行為を偽装していたのである。しかし事件はすぐに関東軍の謀略であることが発覚した。彼等2人は失業軍人劉戴明がかきあつめたモルヒネ中毒患者の浮浪者で、もう1人が逃亡して張学良の部下のところに駆けこんで一部始終を暴露したからである。

この事件でもし中国軍が反撃をするならば関東軍は一挙に軍事行動に出る予定であった。「満州事変」は3年早く始まるかも知れなかったのである。しかし学良は動かなかった。それどころか学良は、作霖爆殺後も東北地方を中国中央から独立させ、日本の影響下におこうとする圧力に抗して、

年末の12月28日、易幟を断行、国民党の支配下に入り、中国は蒋介石の支配下に統一された。

ところで日本では事件直後から関東軍の謀略が疑われており、政界を揺るがせつつあった。6月18日の閣議後、小川平吉鉄相が田中首相に「張の謀殺に関東軍が介在している」という情報を伝え、白川義則陸相にも伝えた。小川は河本に資金援助をしていたと言われる人物であった。白川はただちに河本を召喚して取り調べることにし、26日から約1週間査問会が開かれた。陸軍省から白川陸相、畠英太郎次官、杉山元軍務局長、参謀本部から鈴木莊六総長、南次郎次長、荒木貞夫第一部長が出席した。河本の理路整然とした陳述と査問者側にあった関東軍への宥和的態度のため、河本らの犯行は明確にはならなかった。それを聞いて田中首相は安心したという<sup>(54)</sup>。

しかし依然として風説は止まなかった。9月に入って田中は元老西園寺公望の勧告も入れ、峯幸松憲兵司令官を現地に派遣した。峯の調査は関東軍の非協力で十分には進捗しなかったが、独自の調査で河本らの犯行をつきとめ、10月8日、田中首相に報告した。田中は愕然とした。また10月23日の関東庁の調査でも河本の計画らしいことが明らかになった<sup>(55)</sup>。同日田中は西園寺に会う。西園寺は1日も早い処断と天皇への報告を勧告した。

一方、事態の展開を憂慮した小川は11月13日、久原房之助逓相を自宅に訪ね、「事件暴露阻止」について相談、日記には「首相は已に軍部の意見を纏めしむることを陸相に囁したるを以て、軍部の意見を先以て暴露反対に一致するの要あり」と記している。さらに12月4日には「白川陸相より報告あり。曰く、奉天の件暴露の事首相より内大臣、侍従長等に話せしに賛成せり云々と。首相の軽妄嘆ずるに堪へたり。予は必ず其過を正さんと欲す。白川氏をして閣議提出を主張せしめんとす。白川氏諾す」と。小川はさらに11日、西園寺に面会、発表停止を要請したが、西園寺は拒否した。田中をはじめ元老、内大臣、侍従長等天皇の側近が事件の解明を求めていたのにたいして、小川や白川は阻止しようとしていた。内閣の多数もまた事件隠蔽論だった。12月15日の日記に小川は「已にして中橋（徳五郎）商

相亦奉天の事に關して鳩山（一郎、書記官長）より之を聞き知り反対の意を表明す。閣員漸次伝え知り悉く反対なり。二十一日の閣議には原（嘉道、司法相）、望月（圭介、内相）、三土（忠造、蔵相）諸氏猛烈に反対し協議続行す。此日朝西公に面し反対多数の状を告ぐ」と記している<sup>(56)</sup>。

しかし田中は事件公表の立場から、12月24日、天皇に拝謁「作霖横死事件には遺憾ながら帝国軍人関係せるものあるものの如く、目下銳意調査中なるを以て若し事実なりせば法に照らして儼然たる処分を行うべく、詳細は調査終了次第陸相より奏上する」旨上奏、退下した<sup>(57)</sup>。賽は投ぜられたのである。翌日田中は久原通相、山本悌二郎農相、小川鉄相、勝田主計文相らを個別に招いて、事件に確証あるならば軍法会議を開いて厳罰に処すると言明、翌26日の閣議でも強調した。28日には白川陸相も天皇に「調査ヲ開始スル旨」を内奏した<sup>(58)</sup>。しかし白川は動搖していた。時の内大臣牧野伸顕の1929年1月10日の日記には「原田男（熊雄）入来。満州事件に付ては軍部には矢張り調査の結果ウヤウヤ〔ムヤ〕に葬り去る空氣充滿し、陸相も周囲の掣肘に時々動搖するものゝ如しと。閣僚も依然政変を恐れ、今に首相の決心に対し心中服従し居らず云々」とある。

白川は数日後にもこの件に關して2回目の拝謁を、さらに2月26日にも拝謁、事件について聞かれ、彼は調査遷延の理由を「関係者は訊問に対し昂憤（奮）し、國家の為めと信じて實行し事柄に付取調べを受く理由なしとの現（見）地より、容易に事實を語らず、陸相種々説諭を加へ漸く自白するに至り、為に進行も段々永引きたる事情申上げたる由」と伝えられている。

ところが白川の3月27日の第4回目の上奏はそれまでの趣旨とは全く逆であった。そのときの「内奏写」は次のようであったという<sup>(59)</sup>。

曩ニ上聞ニ達セシ奉天ニ於ケル爆破事件ハ其後内密ニ取調ヲ続行セシ結果、矢張関東軍參謀河本大佐ガ单独ノ發意ニテ、其計画ノ下ニ少數ノ人員ヲ使用シテ行ヒシモノニシテ、洵ニ恐懼ニ堪ヘズ。就テハ軍ニ規律ヲ正ス為、処分ヲ致度存スルモ今後此事件ノ扱ヒ上、其内容ヲ外部ニ暴露スルコトニナレバ、國家ニ不利ノ影響ヲ及ボスコト大ナル虞

アルヲ以テ、此不利ヲ惹起セヌ様深ク考慮ヲ致シ充分軍紀ヲ正スコトニ取計度存ズ。右ノ取扱方ハ陸軍ノ将来ニモ関係スル重大事項ニ付、參謀総長、教育総監ト内議ヲ遂ゲ、且ツ元帥方ノ御意見モ承リシ処、敦レモ同意ナルヲ以テ、此義上聞ニ達ス。右内奏終ルヤ御下問アリ。直ニ奉答シ置ケリ。

この上奏が本当であったのかどうか疑問である。「内奏写」とあること、文中の「存ズ」「上聞ニ達ス」という表現が「写」とはいえ気にかかる。また「右内奏終ルヤ」以下の文章は上奏文そのままの写ではあり得ない。上奏後の白川のメモと解釈するのが妥当である。

翌日の牧野日記には「表面は事実不明と発表して数名の関係者を行政処分に付し、曖昧裏に本件を始末し去ると云ふは驚愕の至りなり」と懸念を表明している<sup>(60)</sup>。一方侍従長が心配して拝謁をお願いしたが、「此度は別に矛盾なしと被仰たる由」と天皇が述べたという。この矛盾は何なのか。牧野の懸念が本当ならば天皇は白川陸相を詰責すべきだった。またもし侍従長に述べたことが事実ならば後日田中首相を難詰したことはおかしくなる。これ以後の事実は白川の上奏の延長線上にあった。

その後5月9日、牧野内大臣は鈴木侍従長とともに田中首相と会見した。そのとき田中は公表前の陸相よりの内々の話として「部内各方面の報告は結局陸軍部内が事件に関係したる事実存在せずとの内容に帰する次第なり。但、警備上の責任は免れざるに付此点に付ては行政処分に依り処置する積なりとの趣旨を申出でたり」として陸軍は公表しないことを決定した。間に立った首相は進退に窮した。牧野日記は言う。

首相は前記通り上奏の内容が前後相違する事は恐多き、容易ならざる次第を入念陸相へ注意したりとの事なるが、陸相より首相へ内報の如く調査結果事実なしとの報告に基づき上奏するに至らば、前後相違は極はめて判明の事なれば、何とか改め度希望を申入れたるに均しきもの〔と〕云ふ可く、然かも此事を以て陸相を攻〔責〕むる如き口気を洩らしたるが、尚進んで考ふるに本件に関し最も熱心に主動者となり、根本的に陸軍部内の積弊を今回の出来事を機として糺さんと決心した

るものは首相其人なり。恰も調査の結果、事実も相当証跡挙がりたれば愈々軍法会議まで設けて合法的に之を処置する態度を取り、其決心の下に然かも自から誠意を披瀝して聖聞に達し、陛下は其後本件に関し度々進行の経過に付御下問あらせられ來りたる行掛りあるに拘はらず、自分の事は圈外にあるが如き態度を以て頻りに陸相に注意することは、異様の感なき能はず。

牧野は、事件解明に熱心であった田中首相が陸軍の強硬な態度に押されて後退し、陸相を批判するだけになってしまったのは怪しからんというのである。残念ながら田中の実態はそうであった。田中は陸軍だけではなく、閣僚からも包囲されてしまったのである。5月26日の牧野日記は「数日前首相西公訪問の時、本件に付、国務大臣より上奏したる内容に付前後矛盾する如き事ありては、容易ならざる事体を引起すべきに付、注意ありて然るべき意味を話されたるが如し。之に対し首相は、本件に付ては殆ど閣僚の全部が陸軍とグルになり非認の態度を取り居りて困却し居る口氣を発したる趣なり」と記し、田中がほとんど絶望的状態で、前言を翻そうしていることが分かる。

6月25日、牧野が西園寺に面会したとき、西園寺は「総理大臣の進退に直接関係すべし」と述べ、「余りの意外に呆然自失の思いをなし、驚愕を禁ずる能はず」と記している。西園寺は田中首相の態度は進退に直接関係しているが、それを田中自身が認識していないことについての不満であった。そして問題の6月27日、「今田中が満州事件に付上奏があったが、夫れは前とは変って居ると云ひたるに、誠に恐懼致しますと二度繰り返へし云ひ分けをせんとしたるに付、其必要なしと打切りたるに、本件に付ては其儘にして他に及べりとの御仰せなり」とある。天皇は、田中が前に日本軍人が関係していたならば軍法会議で厳罰に処すると言っていたのに、それと違うことを上奏した、それを怒ったのである。ところが田中はそれを認識していなかった。田中内閣は7月1日、河本大作大佐を定職処分にしたが、天皇の逆鱗に触れたため翌日挂冠した<sup>(61)</sup>。この事件について天皇は近年明らかになった『昭和天皇獨白録』で「田中は再び私の処にやって

来て、この問題はうやむやの中に葬りたいと云ふ事であった。それでは前言と甚だ相違した事になるから、私は田中に対し、それでは前と話が違ふではないか、辞表を出してはどうかと強い語気で云った」とある。天皇は後年「若氣の至り」と考え直すのだが、それが田中内閣の死命を制した。

田中内閣のこの事件に関する経緯は示唆に富んでいる。それは張作霖爆殺事件直前の山東出兵については政府の主導で出兵、撤兵を実現したのに、この事件については全く主導権を握ることができず、陸軍部内と閣内の反対に遭遇して自説を撤回せざるを得なかった。これは軍部内部の力関係の変化と言うには時期的に近接しすぎている。それなのにこういう事態になったのは、単に軍部内だけではなく内閣での力関係が反映していたのであろうと推測できる。この事件の推移は、満州事変のさい関東軍の暴発を阻止し得なかった政府および陸軍中央の事変処理のさい想起されたとすることは推定に難くない。

### 3. 「満州事変」

1931年9月18日夜10時30分、中国東北の瀋陽郊外の柳条湖で始まった満州事変は日本の関東軍の高級参謀板垣征四郎大佐、同参謀石原莞爾中佐（作戦主任）の謀略によって始まった。「支那軍」が満鉄線を破壊し、日本の守備隊を襲撃したと言うのだが、実は板垣らの挑発で、これが「15年戦争」の始まりであった。このときの関東軍と参謀本部との交信を利用した詳細な研究は島田俊彦「満州事変の展開」（『太平洋戦争への道 第2巻』、朝日新聞社、1962年）に記述されており、その他の基本的史料もすでに『太平洋戦争への道 別巻資料編』（同、1963年）に収録されており、事変勃発初期の交信も幾つか紹介されている。また臼井勝美『満州事変』（中公新書、1964年）もそれらの史料に依拠して要領よく論述されている。ここでは本論に必要な限りでそれらに言及し、さらに未紹介の電文等も紹介し、さらに最近刊行された当時の朝鮮軍司令官林銑十郎の『満洲事件日誌』（みすず書房、1996年）も利用しながら論述したい。

## 9月19日

事変発生の第1報（奉第205号）は9月18日午後11時18分奉天（瀋陽）発、19日午前1時07分到着の関東軍司令部付奉天特務機関長の土肥原賢二大佐から参謀次長二宮治重に宛てた電報で、すでに島田論文に紹介されている<sup>(62)</sup>。しかしこのとき土肥原は中村震太郎事件についての事務連絡のため上京していたので、花谷正少佐が代理で打電したのであった。

午前2時着の「奉第二〇八号」、3時着の「奉第二一〇号」も同様である。それらの電報は北大営の「支那軍」を「掃蕩」したことを探している。次いで8時10分発、10時05分着の土肥原賢二大佐からの参謀次長宛の電文「奉第二一四号」は次のように言う<sup>(63)</sup>。

### 一、奉天城方面

歩兵第二十九連隊ハ支那軍歩々ノ抵抗ヲ排除シ本十九日払暁奉天内城ヲ占領セリ、爾後第二師団長ハ逐次到着中ノ該師団ノ諸隊ヲ指揮シ奉天城東側地区ノ支那軍ヲ掃蕩ス

### 二、北大営方面

独立守備第二大隊ハ敵ノ頑強ナル抵抗ヲ排除シ本十九日払暁北大営ヲ占領セリ、爾後独立守備隊司令官ヲシテ逐次到着中ノ独立守備諸隊及野砲兵第二連隊ノ約半部ヲ指揮シ東大営付近ノ支那軍ヲ掃蕩セシム

### 三、長春方面

歩兵第四連隊ノ一大隊ハ本十九日午前三時寛城子付近ニ在ル支那軍ト衝突シ目下交戦中ナリ

この間の19日午前7時07分発、7時55分着の朝鮮軍司令官林銑十郎中将から参謀総長金谷範三に宛てた朝鮮軍出動準備中の「朝參報第一号」が到来、参謀本部を驚かせた。「軍ハ奉天方面ノ情況ニ鑑ミ飛行第六連隊〔平壤〕ヨリ戦闘、偵察各一中隊ヲ今早朝平壤出発関東軍ニ増援セシメ又第二十師団ノ混成旅団約一旅団ハ奉天方面ニ出動ノ準備ニ在リ尚第十九師団〔羅南〕ニハ成ルヘク多クノ兵ヲ以テ出動シ得ル如ク營戍地ニ於テ準備ヲ

整ヘシム」とあった<sup>(64)</sup>。さらに10時15分には「関東軍ノ要求ニ基キ混成一旅団〔歩兵一旅団（一大隊欠）、騎兵一中隊、野砲兵二ヶ大隊、工兵一中隊、衛生機関〕又憲兵若干及飛行機二ヶ中隊（偵察、戦闘各一中隊）ヲ奉天付近ニ派遣シ関東軍ヲ応援セシム」という「朝參報第五号」が飛來した<sup>(65)</sup>。

実はこの日払暁から朝鮮軍司令官林銑十郎は情報を入手し、関東軍支援の体制をとっていた。林の9月18日の日記には同夜半以降「相次テ左ノ要旨ノ報告ヲ受ク」として次のように書かれている<sup>(66)</sup>。

一、在奉天歩二九（連隊）ハ北大營内ノ支那兵ニ向ヒ攻撃ヲ開始ス  
一、関東軍ハ第二師団長ニ命シ、独立守備隊ノ第二、第五大隊ノ主力  
ヲモ併セ指揮シ、全兵力ヲ奉天ニ集結シテ奉天ノ占領ヲ策ス  
依テ軍ハ午前三時、事態ノ早晚重大化スヘキヲ察シ、先ツ第二十師団  
ノ一部ニ出動ノ準備ヲ命ス。但シ、飛行隊ハ可成速ニ準備ヲ完了シ、  
奉天ニ出動スヘキヲ命ス。時ハ三時四十五分ナリ。

翌日には「午前五時、関東軍ヨリノ増援請求ノ電報アリ。依テ第二十師団ヨリ左記部隊ノ準備出来次第出発スヘキヲ命ズ」として歩兵第39旅団司令部以下の部隊名を列挙している。朝鮮軍越境は本庄繁・関東軍司令官と林・朝鮮軍司令官の連携プレーであった。

戦後巣鴨拘置所で執筆した朝鮮軍参謀神田正種中佐「鴨緑江」がそれを裏付けている<sup>(67)</sup>。

参謀長（児玉友雄少将）は出張中なるを以て、予は官邸に行き軍司令官に報告すると共に、自分の意見を具申す。即ち関東軍は異常なる決意を以て此事件に依り中央部を引張り込み満洲問題の全面的解決を図らんとしあること、而て此中央部引張り込みの為めには是非朝鮮軍の同調を希望し、二軍協同にて初めて東京を動かし得るものとし、閣下の決意を要望し居る旨を述べたり。然るに軍司令官は即座に朝鮮両師団に出動準備を命ぜよ、又航空隊（平壤の飛行第六連隊）には関東軍に航空隊なく、張軍には約百機の飛行機ある事なれば直ちに出動を命令すべしと云はる。

これらの情報を受けて19日午前7時から陸軍省部の会議が参謀本部で開

かれた。出席者は陸軍省から杉山元次官、小磯国昭軍務局長、参謀本部から二宮治重次長、梅津美次郎総務部長、今村均第一部長代理、橋本虎之助第二部長であった。会議の冒頭二宮次長がその時点までに到来した情報に基づいて説明したのにたいして、「軍務局長ハ関東軍今回ノ行動ハ全部至当ノ事ナリト云ヒ一同一ニ対シテ不同意ナカリキ」という状況であった<sup>(68)</sup>。

一方この日午前、奉天総領事の林久次郎は幣原外務大臣宛に次のように連絡してきた<sup>(69)</sup>。

#### 第六二四号

中国側ヨリ数回事件円満処理方申出ノ次第モアリ本官ヨリ板垣參謀ニ電話ヲ以テ日支両国ハ未タ正式ニ交戦状態ニ入りタル訳ニアラサルノミナラス支那側ハ全然無抵抗主義ニ出ツル旨声明シ居ルヲ以テ此ノ際不必要ニ事件ヲ拡大セサル様努力スル事肝要ニシテ外交機関ヲ通シ事件ヲ処理スル様セラレタシト電話シタルカ同參謀ハ國家及軍ノ威信ニ関スルヲ以テ外国居留民ノ保護ニハ努ムヘキモ中国軍ハ我軍ヲ攻撃セルヲ以テ徹底的ニヤルヘシトノ軍ノ方針ナリト答へ容易ニ肯スルノ風見ヘサリシ……

引き続き林は情報を送ってきた。それらには「各方面ノ情報ヲ綜合スルニ軍ニ於テハ満鉄沿線各地ニ亘り一齊ニ積極的行動ヲ開始セムトスルノ方針ナルカ如ク推察」される（625号）と述べ、さらに「今次ノ事件ハ全ク軍部ノ計画的行動ニ出テタルモノト想像セラル」と軍の陰謀と推察していた（630号）。

これらを受けて同日10時30分より緊急閣議が開催された。閣議に先立ち若槻礼次郎首相は南次郎陸相にたいし、関東軍の今回の行動は「自衛」のためのものであるかどうか念を押した。南は「固ヨリ然リ」と答えた。しかし閣議では、南陸相の状況報告の後、幣原外相は外務省側で得た情報を朗読した。それは陸軍に不利なものが多かった<sup>(70)</sup>。

例ヘハ撫順独立守備隊カ十七日出動スルニ就テ予メ満鉄ニ列車ノ準備ヲ請求シアリシカ前日ニ到リテ十七日ニハ出動セス十八日ニ準備変更スヘキ旨変更シタリ 又関東軍司令部ハ十八日夜半出動ノ準備ヲナシ

## アリキ

こうして閣議は関東軍の陰謀らしいという雰囲気が広がった。それに押されて、南陸相は朝鮮軍より関東軍への増援の件を発言できなかった。閣議決定は以下のようであった<sup>(71)</sup>。

九月十八日奉天城外北大營付近ニ於テ支那兵力満鉄線路ヲ破壊シタル為鐵道守備隊ト衝突ヲ生スルニ至リタル処本件ニ就テハ政府ハ事態ヲ拡大セシメザル様極力努ムルノ方針決シ陸軍大臣ヨリ同一趣旨ヲ関東軍司令官ニ訓令セリ

閣議の決定は関東軍の軍事行動を厳然と制止するというものではなく、「事態ヲ拡大セシメサル」ことを方針とするに過ぎなかった。それでも「事態不拡大」の閣議決定は一定の意味をもっていた。参謀本部ではこの閣議決定があったため、朝鮮軍越境の承認をためらったのである。

これより先9時30分関東軍司令官発の参謀総長宛「関参第三七四号」が午後0時40分に到着した<sup>(72)</sup>。それには「軍ハ奉天付近ニ主力ヲ集中シ支那側ヲ膺懲スルニ決シ目下集中中ニシテ本職ハ午前三時半出發奉天ニ向フ、朝鮮軍ニ増援ヲ要求シ第二遣外艦隊ノ一部ニ當口派遣方ヲ依頼セリ 右報告ス」として、朝鮮軍の越境承認を要請した。しかし午後0時30分発の参謀総長から朝鮮軍司令官宛の電報は「朝参報第五号関東軍増援ノ件（飛行隊ヲ除ク）奉勅命令下達迄見合ハサレ度」と派兵を押しとどめた。この電報の原史料には別に細字で次のような注記がある<sup>(73)</sup>。これは戦闘行為を現状以上に拡大しないという閣議決定およびそれに同意してしまった参謀総長の行為についての無念の思いが見える。

軍首脳部ハ朝鮮ヨリ兵力派遣ノ意ヲ決シタルモ閣議ニ於テ承認セシメタル後奉勅命令下達ノ手続ヲ取ルコトニ決セラレタルヲ以テ本電報ニ引キ続キ奉勅命令ノ下達セラルルコトヲ前提トシソノ旨次長總長ニモ報告シテ起案發電セラレタルモノナリ然ルニ突如閣議ニ於テ本事件ヲ拡大セサルコトニ決シ總長モ亦之ニ同意セラレタルヲ以テ奉勅命令ハ夜ニ入ルモ尚下達セラレス

これを受けて午後1時20分、参謀次長から平壌の歩兵第39旅団長に宛て

た電報は「朝鮮ヨリ混成旅団ヲ満州ニ派遣スルノ件ハ參謀總長ヨリ軍司令官宛奉勅命令ノ下ル迄見合ハスヘキ旨訓令セラレタリ」とあり<sup>(74)</sup>、さらに午後3時、次長から新義州守備隊長宛の電報は「鴨綠江ヲ超ユル部隊アル時ハ此旨通報シ新義州ヲ越エシメサル様処置セラレ度」と注意を促していた<sup>(75)</sup>。

しかし朝鮮軍はこれを無視し、出兵強行の姿勢を堅持した。林の日記は言う<sup>(76)</sup>。

同三時十五分、大臣、總長ニ対シ、出兵ハ既ニ実行中ナル事、及ヒ其必要ヲ上申シ更ニ間島方面モ情況危険ニ付キ極力占領ノ必要アル旨ノ意見上申ヲナス。

同、第十九師團長ニ、歩兵第廿七旅団ヲ基幹トスル一支隊ヲ以テ間島ヲ、歩七三ノ一大隊ヲ以テ琿春占領ノ準備ヲ為サシムルノ命令ヲ發ス。

これに対応したものであろう、午後3時50分に參謀本部に到来した朝鮮軍參謀長から參謀總長宛の「朝參第十九号」は次の内容であった<sup>(77)</sup>。

一、貴電第十六号受領、派遣旅団ノ大部ハ既ニ出発シ本夜半国境ヲ通過スル筈ナリ

二、関東軍ノ情勢上速ニ之ヲ増援スルノ要アリト認ム

さらに午後4時32分朝鮮軍司令官発の參謀總長宛の電報「朝參第二〇号」は5時に到来、間島・琿春地方への増派を要請してきた<sup>(78)</sup>。

間島、琿春地方ノ情勢危急ヲ告クルノミナラス関東軍方面ニ策応シ将来ノ地歩ヲ獲得スル為混成約一旅ヲ間島地方ニ出動セシムル要アルモノト認ム（第十九師團ハ出動準備ニ在リ）右意見具申ス

こうした朝鮮軍の挑発的主張に手を焼いた參謀本部は19日午後6時、參謀總長名で關東軍司令官にたいして次のような「一五号電」を発した<sup>(79)</sup>。

一、九月一八日夜以後ニ於ケル關東軍司令官ノ決心及処置ハ機宜ニ適シタルモノニシテ帝國軍隊ノ威重ヲ加ヘタルモノト信シアリ

二、事件発生以後ノ支那側ノ態度等ニ鑑ミ事件ノ処理ニ關シテハ必要ノ度ヲ超エサルコトニ閣議ノ決定モアリ從テ向後軍ノ行動ハ此趣旨ニ則リ善処セラルヘシ

これは関東軍の「満州」での軍事行動を認めつつも、これ以上の軍事行動は閣議決定の範囲内においてるべきことを指示している。にも拘らず朝鮮軍の関東軍支援のことについては積極的には何も触れてはいない。これは参謀本部、とくに参謀総長が政府と出先軍部との間に立ってためらっていた状況を示しているのであろう。シベリア出兵にしても、山東出兵にしても軍部だけではなく政府も承認した上での軍事行動であった。ところが今回は政府はもちろん陸軍の省部の思惑も無視して戦闘行為を始めたのである。日本陸軍にとっても最初の経験であった。それだけに最高幹部は取扱いに苦慮したのであろう。だが中堅幹部はそうではなかった。当日第2課が起案した次の文書がある<sup>(80)</sup>。

#### 対内善後策案

今次ノ南満州事件ハ其ノ解決ノ如何ニ依リ軍部威信ノ汚隆ハ勿論帝国永遠ノ興廢ヲ分ツ重大ナル事態ナルニ鑑ミ對外諸策ノ貫徹ヲ努ムルト共ニ左ノ事項ヲ敢行スルヲ要ス

##### 第一、軍部ノ決意統一

- 一、三長官ハ決意ヲ固メ各々其部下ニ訓示シテ軍部ノ決意ヲ示シ先ツ中央部ノ意思ヲ統一シテ行動ニ準拠ヲ与フ
- 二、全国軍ニ對シ一兵卒ニ至ルマテ事態ノ重大ナル所以ヲ徹底セシム但大命降下マテ輕挙妄動ヲ慎ミ不気味ナル静肅ヲ保ツヘキヲ戒ム
- 三、全国在郷軍人会ニ事態ノ重大ナル所以ヲ知ラシメ其決意ヲ促ス
- 四、海軍ト緊密ナル連絡ヲ保持ス為之次官、次長ハ速カニ海軍次官、軍令部次長ト懇談シ意志ノ疎通ヲ図ル

##### 第二、輿論指導

- 一、各新聞首脳者ヲ招キ衷心ヲ披瀝シテ諒解ヲ求ム要スレハ黃白ヲ散シ之ヲ買収ス
- 二、駐外武官ニ所要ノ資金ヲ送付シテ在外日本新聞記者並通信員ヲ買収シ之ニ依リ海外ニ於ケル輿論ヲ有利ニス
- 三、学校配属将校ヲ通シ國民一般ニ事態ヲ明瞭ニシテ軍ノ立場ヲ闡明ス

四、朝鮮ニ於テハ今次南満州事件ノ原因ハ朝鮮人ニ対スル圧迫排除ニ在ルコトヲ宣伝徹底セシム

### 第三、対宮中関係

一、侍従武官長及侍従長ニ対シ適當ノ人ヲ遣リ宮中ノ御諒解ヲ求ム  
各宮家ニ対シ事前ニ事態ヲ言上シ御諒解ヲ求ム

### 第四、対政府策

一、政党両首領並財閥巨頭ニ対シ事態ヲ闡明ニシ国家永遠ノ發展ノ為  
政党政派ヲ超越シ一時的利害ヲ顧念セス万全ノ解決ヲ策センコトヲ  
懇願ス

二、政府殊ニ外務省ニ対シ苟クモ軍ノ威信ヲ毀損スル虞アル情報ノ公  
表ヲ禁圧スルコトヲ要求ス若シ政府部内ヨリ万一ニモ軍ノ行動ニ關  
シ疑惑ヲ生セシムルカ如キ言辞ヲ發スルコトアラハ断然タル決意ヲ  
以テ臨ム旨警告ス

三、関東軍ヲシテ出先外務官憲及満鉄ニ対シ軍ノ行動ニ關シ疑念ヲ挾  
マシムル種類ノ報告ヲ提出セルコトニ対シ嚴重ニ抗議セシメ将来此  
種裏切行為ヲ禁圧ス

四、右翼団体ヲ糾合シ大「デモンストレーション」ヲ行ヒ政府ヲ脅威  
ス

五、以上ノ処置ヲ講スルモ尚政府ニシテ軍ノ要求ヲ満足セシメス軍ノ  
威信ヲ毀損スルトキハ陸軍大臣ハ断然総辞職ヲ提議シ率先辭職ス  
政府ニシテ予後備將官ヲ以テ陸軍大臣ニ充テ政権ヲ維持セントスル  
トキハ之ヲ防遏ス

### 第五、最後策

若シ政府ニシテ本事件ヲ有耶無耶ニ葬リ或ハ軍部彈圧ノ具ニ供シ軍ノ  
威信ヲ内外ニ汚辱スルコトアラハ國家永遠ノ為「クーデター」ヲ断行  
ス

これは非常に過激な案である。海軍や在郷軍人会を含めて軍の意思統一  
を図り、マスコミを買収して世論を指導し、海外において軍の威信を貶める  
ような情報が流れないように政府に要求し、それでも軍の要求が実現し

ないような場合には内閣の総辞職を図り、最終的には「クーデター」で事態打開を目指すというのである。最後の「クーデター」については恐らく3月事件のことが念頭にあったのであろう。こうした陸軍の強硬な態度が若槻首相の軟弱な態度の前提になったろうと推定される。

## 9月20日

さらに「満州事変機密作戦日誌」の19日の部分には次の記述がある。記述の内容から20日に書かれたものと思われる所以ここで扱う<sup>(81)</sup>。

一四、午後十時三十分朝鮮軍ヨリ満州ニ派遣セントシタル部隊ヲ国境ニ待機セシメラレタル所以ヲ将来ノ為ニ説明セラレ度キ旨照会シ来る之ニ對シ第二課長トシテハ命令又ハ指示ノ理由ヲ質問スルノ精神ヲ快シトセサリシモ一応理ヲ尽シテ出先軍憲ノ意思ヲ緩和スルコトモ現下ノ状況上適當ナリト考へ返電ヲ送致ス 本電文案ハ課長自ラ夜半正子ヲ過テ総長自宅ヲ訪ヒ総長ノ承認ヲ求メタリ  
一五、夕食後別ニ第二課内ニ於テハ朝鮮軍カ更ニ当面ノ状況ニ応シ総長ノ区處セル電報アルニ拘ラス越境出動スルコトアル場合ヲ考慮シ帷帳上奏ヲ為スノ研究準備ヲ為セリ

○関東軍、朝鮮軍共ニ昨十九日夕以後ノ行動ハ全然軍司令官ノ独断的処置ヲ以テ終結シ其為セル所往々ニシテ中央当局ノ措置ヲシテ奔命ニ疲ラシムルカ如キ点アリ 出先軍憲ノ意氣ト軍隊ノ勇気何レモ共ニ毫モ非難スヘキモノアルニアラサルモ其全部カ以テ妥当ナル処置トノミ見ルコト能ハス  
中央当局ニ於テハ今次ノ出先軍憲ノ処置ヲ憤ルモノナシト雖苟モ大事ヲ起サント欲セハ予メ今少シク中央部トモ連繫ヲ確実ニシ置クノ要アリト見ルモノモアリキ

これを見ると参謀本部は朝鮮軍の奉勅命令なしに独断越境しようという、明らかに統帥権侵犯行為にたいして全面的に禁止しようという考えではなかったことを物語っている。むしろそうした朝鮮軍の意図に合わせて事態收拾を図ろうとしていたと考えられる。これと「対内善後策案」と合わせ

て考えれば、もし閣議決定がなかったならば簡単に越境を認めていたに違いない。

その日陸軍省軍事課は「時局対策」という文書を作成した<sup>(82)</sup>。それは参謀本部ほどに歯切れはよくないが、政府にたいして陸軍の独自性を維持しようという意図は明確である。

一、事態ヲ拡大セサルコトニ努ムル廟議ノ決定ニ對シテハ更メテ之ニ反対スルノ要ナシ

事態ヲ拡大セサルノ趣旨ト軍ノ行動トハ自ラ別箇ノ問題ニシテ軍ハ皇軍ノ威信ヲ保持シ本然ノ任務達成ノ為情勢ニ応シ機宜ノ措置ヲ採ラシメ中央ニ於テ其ノ行動ヲ拘束セス

二、事ノ今日ニ至レル根本的禍根ヲ芟除セサル限り國家國軍ノ威信ヲ恢興シ能ハサルヲ以テ軍ノ態勢ヲ旧状ニ復スルハ断シテ不可ナリ蓋シ強テ之ヲ行ハシカ國軍ノ威信ヲ保持シ得サルハ勿論國軍崩壊ノ災ヲ招クヘク内外嘲笑ノ的トナリ且世界ノ信倚ニ背クコトナレハナリ

三、叙上ノ趣旨ニ鑑ミ這次ノ事態ヲ契機トシ満蒙ニ於ケル現下ノ軍状ヲ維持シ廟議ヲ導イテ事ノ茲ニ至レル禍源ヲ芟除セシム之カ為陸軍大臣ハ別紙閣議案ヲ提ケ最後ノ決意ヲ以テ内閣ニ迫ルヲ要ス

この文書は事変不拡大という閣議決定を前提にしてはいるが、関東軍の「満州」における威信失墜は関東軍自体ではなく別な原因があるということで、それを中国の反日運動であることを示唆し、その禍根を根本から排除しなければ事態は解決しないと主張したものである。

同20日午前10時より陸軍の3官衙の首脳部が参謀本部に会合、「陸軍大臣カ政府ニ對シ提出スヘキ軍部トシテノ善後策ニ關シ」で協議の結果、「軍部ハ此際満蒙問題ノ一併解決ヲ期ス　若シ万一政府ニシテ此軍部案ニ同意セサルニ於テハ之ニ原因シテ政府カ倒壊スルモ意トスル所ニアラス」という強行意見をまとめた。このメンバーの氏名は明らかではない。軍事課作成の「時局対策」を前提にしたものであった。しかし同日午後の3長官会議はそうした強硬意見だったわけではない。3長官は陸相南次郎、

参謀総長金谷範三、教育総監武藤信義である。その決定事項は次の通りである<sup>(83)</sup>。やはりそれぞれの部門の最高責任者としての立場に由来することであったろう、関東軍と政府との間にあって妥協的な態度を表現している。

関東軍ノ兵力増派ハ閣議ヲ経テ之ヲ行フコトス 故ニ昨日ノ閣議ニテ事件ヲ更ニ拡大セサルノ主旨ヲ決定セル際今直ニ（明二十一日ノ）閣議ニ諮ルハ陸軍大臣トシテ好マサル所ナリ、故ニ先ツ南陸相ハ明日首相ニ対シ

「情勢ノ変化ナキヲ保シ難キモノアルヲ以テ遑ナキ急変ニ処シテハ閣議ニ諮ラシテ機宜処理スルコトアルヘキ」

ヲ了解セシメ爾後機ヲ觀テ兵力ノ増派ヲ閣議ニ諮ルコトス

この決定は、当面は閣議決定にしたがって朝鮮軍の越境を我慢するが、陸相が首相を説得した上で爾後の戦力増強はフリーハンドを獲得したいということで、いわば政府に対する和戦両様の構えであったと見ることができる。一方、「閣議提出案」という文書は中国の排日運動攻撃に満ちている<sup>(84)</sup>。

#### 閣議提出案

今次ノ事件ハ是レ全ク長年月ニ亘リ培養セラレタル支那ノ排外思想ト之ニ基ク対日不法行為ニ對シ帝国カ善隣ノ好ニヨリ隱忍之レ努メタルノ結果不知不識ノ間支那民族ヲシテ帝国輕侮ノ觀念ヲ增大セシメ而カモ満蒙方面ニ於ケル日支間ノ懸案堆積スルノ状態ヲ馴致シ彼此相関連シテ該方面ニ於ケル日支ノ全面的関係ヲシテ著シク不良ナラシメタルニ存セスンハアラス是ヲ以テ満蒙ノ事態ヲ正調化シ真ニ日支両民族ノ共存共榮的楽土ヲ築カントセハ帝国ハ此機ニ於テ是等根本原因ヲ一掃シ国家国軍ノ威信ヲ完全ニ恢興スルコトヲ要ス之カ為満蒙諸懸案ノ一併解決ヲ断行シ之ニ依リ該地域ニ於ケル支那人ノ不法ナル排外行為ヲ根絶シ満蒙ノ一般的治安維持ニ遺憾ナカラシメ延テ全支那ニ於ケル不法ナル排外行為ヲ彈滅スルコト帝国自存ノ見地ヨリスルモ將又帝国ノ對世界的使命ヨリスルモ絶対ニ必要ナリ然リ而シテ叙上ノ目的ヲ貫徹

スル間我関東軍ヲシテ現在ノ態勢ヲ保持セシメーツハ以テ紊乱セラレントスル治安ノ維持ニ努メシムルト共ニ他ハ以テ交渉ノ保障タラシムルヲ要シ若シ此機会ヲ逸センカ遂ニ再ヒ解決ノ機無カルヘシ  
更ニ本事件ハ帝国ト特殊的關係ヲ有スル滿蒙問題ノ処置ニ属スルヲ以テ敢テ第三國ノ容喙干渉ヲ許スヘキモノニアラサルノミナラス帝国ノ行為ハ延テ文明諸國家ノ福祉ヲ齎ス所以ナルヲ以テ干渉ノ來ルヘキ余地ヲ認メス然ルヲ若シ夫レ万ニモ第三國ニシテ實力ヲ以テ之カ干渉ヲ成スカ如キ場合ニ於テハ其ノ干渉何レノ方面ヨリ來ルモ帝国ハ敢然之ヲ拒否スルノ決意アルヲ要ス

この文章は事変の原因を全面的に中国における排外主義・排日主義と規定し、関東軍の挑発行為に起因するという認識は全然ない。「不拡大」という閣議決定を無視しようとする意図が脈々と躍動している。しかし反面、朝鮮軍の越境問題については全く言及してはいない。ここにも閣議決定の「事件不拡大」と「奉勅命令」なしの国外派兵についての陸軍のためらいが表れていると見ることができる。

## 9月21日

この日閣議が開かれた。「満州事変機密作戦日誌」は次のように言う<sup>(85)</sup>。

午前十時ヨリ午後四時ニ亘リ閣議アリ　仄聞シタル所ニヨリ知レル処左ノ通り

- (1) 満蒙問題全閣僚一併解決ノ意見ニ一致ス
- (2) 右解決ノ為ニ関東軍ヲ如何ナル態勢ニ置クヘキヤニ関シ現状ノ儘トスル者ト旧態復帰ヲ可トスル者各々半数宛  
首相ハ今後之ヲ決定スルコトセリ
- (3) 朝鮮ヨリ増兵スルノ要否  
要スト云フ者陸相ノ外首相一人ニシテ他ハ全員（海相ヲ含ム）不要ナリトシ問題ハ決セスシテ散会ス

満蒙問題の「一併解決」とは関東軍のひきおこした実力行使を何らかの方法で解決することになるが、その解決方法が「現状維持」と「旧態復帰」

とではまったく対立しており統一見解が得られなかったのである。その限りで関東軍の行動を認めない閣僚がいたのは確実である。かりにそうであつたにしても朝鮮軍の独断越境問題について断固たる態度を何故とれなかつたものなのかな。海相も含めて他の全閣僚が反対する中で、ただ1人若槻首相が陸相の見解に同調したことが注目をひく。なぜ毅然たる態度をとらなかつたのであるか、或いはとれなかつたのであるか、これがポイントであった。なおこれまで日中両軍の軍事衝突は「日支軍の衝突事件」等と称されていたが、この日の閣議は「九月十八日夜支那兵ノ満鉄爆破ニ因リ生起シタル今回ノ事件ハ之ヲ事変ト看做ス」と決定した<sup>(86)</sup>。簡単に終わると考えて「事件」としたが、やや長期にわたる戦闘行為が続くと評価したので「事変」と改称したのであろう。19日の閣議の不拡大方針は関東軍の突出行動に引き摺られて後景に退いたものという以外にはない。

この日実は陸軍の省部の幹部も慌ただしい1日を過ごした。陸軍の意向が貫徹した場合と貫徹しない場合との両様の対応策を検討してまとめたのである。

前者の場合から見ていくと次の通りである。まず11時30分、参謀総長は関東軍司令官に電報を発信した<sup>(87)</sup>。

- 一、貴軍将卒一同ノ奮闘ヲ多トシ国事ニ殉シ又ハ傷痍ヲ受ケタル者ニ  
対シ深甚ノ同情ヲ表ス
- 二、本職ハ貴軍ノ行動ヲ無意義ニ終ラシムルコトナク飽ク迄国家國軍  
ノ威信ヲ確立スル如ク努力スルノ決意ヲ有ス

これは関東軍の軍事行動を全面的に認めたものである。出先軍部の実力行使を統帥機関の責任者が追認したのであるから、総長としては下剋上を認めたことになり、出先軍部としては上部機関を自分たちの思う通りに動かしたことで自信を強めたに違いない。この総長の電報を敷衍して参謀次長が午後2時関東軍参謀長宛に打電した<sup>(88)</sup>。

- 一、一昨十九日閣議ニ於テ決定セル事件向後ノ処理方針（前電第一五号）<sup>(89)</sup>ニ關シテハ大局ヨリ見テ参謀本部モ之ニ同意シアル所ナリ然レトモ情況ノ変化ニ応シ貴軍本来ノ任務達成上又ハ軍ノ自衛上必要

ナル行動ヲ拘束スルモノニアラサルコトヲ承知アリ度シ、尚素ヨリ貴軍ニ於テ十分善処セラレアル所ナリト信スルモ支那軍民ヲシテ我カ軍令ニ対シ秋毫モ犯ス所ナカラシムルト共ニ將校以下至嚴ナル軍紀ノ下ニ行動セシメ以テ内外人ヲシテ断シテ軍隊中傷ノ素因ヲ捉ヘ得シメス以テ帝国陸軍ノ威信ヲ中外ニ宣揚センコト特ニ配慮ヲ望ム  
二、在満外務系及満鉄側ヨリ軍部ノ行動ニ関シテ無稽ノ情報ヲ発信スル向アルヤニ察セラルルヲ以テ貴軍ニ於テ其根拠ノ探求ニ努メ嚴肅ナル態度ヲ以テ此ノ如キ非国家的行動ヲ排除スルノ方策ヲ講セラレ度シ、若シ更ニ反国家的画策ヲ続ケルモノアルニ於テハ軍部ハ重大ナル決意ヲ有スル旨ヲ表明スヘキモノト信シアリ

総長、次長ともに關東軍の行動を是認しているが、朝鮮軍の越境問題については発言してはいない。翌日の閣議決定を待つ姿勢だったのであろう。

一方で朝鮮軍の越境問題に関する参謀総長の帷幄上奏案の検討がなされていた。「満州事変機密作戦日誌」に「朝鮮軍司令官ニ対シ出動ノ命令ヲ発セラレ度帷幄上奏（案）」が収録されている<sup>(90)</sup>。この他にもこの日「朝鮮ヨリ兵力ヲ増派スヘキ件帷幄上奏案」「満州事件発生ノ原因並経緯ニ鑑ミ中央部ノ執ルヘキ態度ニ関スル意見」「満州事件ニ関スル所見」等3点の資料があり、22日の起案文書に「朝鮮軍司令官ノ処置ハ大権ヲ干犯シタルモノニアラス」「朝鮮軍ヨリノ旅團派遣ニ関スル上奏案」「同右決定案」等の文書がある<sup>(91)</sup>。これらのうち、「満州事件ニ関スル所見」は今回の事件の原因は長年にわたる「日支両国民間ニ蘊釀セラレタル悪氣ノ迸出」であり、「帝国ノ将来ヲ深憂セル陸軍大多数ノ將校就中全軍ノ少壯將校ハ近年支那人ノ暴慢不戾ヲ憤リ特ニ其帝国ニ対スル侮蔑ニ起因スル不祥事件ノ頻發ニ因リ義憤禁スルコト能ハス」と原因が中国側にあると述べている。その書類の一番上に付箋が貼られており、それには次のように書かれている<sup>(92)</sup>。

本文ハ時勢ヲ善導シ時局ニ善処スル為重臣及当局ヲシテ陸軍將校ノ熱意ヲ正解セシムルノ用ニ供センカ為準備シタルモノナルニ三長官ニ提出シテ上司ノ忌避スルトコロトナリ二十七日之ヲ回収セリ其理由トス

ルトコロハ若シ本件カ宮中等ニ聞ユルニ於テハ先ノ朝鮮軍独断派兵ノ件モアリ却テ神經ヲ過敏ナラシムルオソレアルニ依ルトイフ

さらにその上に「遠藤少佐、河辺中佐起案 課長修文」という付箋がある。このとき遠藤三郎は参謀本部作戦課員、河辺虎四郎は作戦班長、課長は今村均大佐であった。さらに「朝鮮ヨリ兵力ヲ……帷帳上奏案」は以下のような文章である<sup>(93)</sup>。

曩ニ奉天付近事件ノ突発ニ方リ朝鮮軍司令官ハ一般ノ情勢ト閏東軍司令官ノ請求トニ基キ速ニ決意シテ満州ニ出動ノ準備ヲ整ヘ続テ情況ニ応シ部隊ノ行動ヲ開始シタルモ本職ハ爾後ノ情勢ニ鑑ミ且閣議決定ノ方針モアリタルニ就キ今直ニ朝鮮ヨリ兵力ヲ満州ニ増派スルヲ見合ハスヘキヲ至当ト認メ行動中ノ部隊ヲ新義州付近ニ集結スル如ク区処セリ

然ル所昨今ニ於ケル閏東軍並朝鮮軍両司令官ノ報告ヲ総合判断スルニ今ヤ速ニ朝鮮軍ヨリ満鉄沿線間島地方、吉林方面ニ各々諸兵連合ノ部隊ヲ派遣シ軍ノ自衛及居留民ノ保護ヲ完全ニスルコト緊急ノ要事ナルヲ認メ且此ノ増兵ハ却テ事態全般ノ拡大ヲ控制シ能ク閣議ノ決定セル方針ニモ適フ所以ナルヲ認ムルニ至レリ

仰キ冀クハ

別紙ノ如ク部隊派遣ノ大命ヲ下シ給ハランコトヲ

閣議決定に制約されつつも朝鮮軍の越境措置を認めてもらいたいという上奏案であるが、こうした文書を多数起案したということは、明らかに自分たちが統帥権を犯していることを自覚した現象に他ならない。

ところでこの日午後2時40分、歩兵第39旅団司令官嘉村達次郎少将が新義州午後1時40分発の参謀総長宛の電報「旅団ハ本日午後一時、先頭列車ヲモッテ出発ノ予定」というのが飛び込んできた。参謀次長は直ちに午後3時、次の照会電報を発信した<sup>(94)</sup>。

只今（午後三時）歩兵第三十九旅団長ヨリ午後一時先頭列車ヲ以テ出発ノムネ報告アリ右ハ旅団長ノ独断ニ出テタルモノナリヤ又ハ軍ノ命令ニ出テタルモノナリヤ及ビ其動機至急報告アリタシ

これと入れ違いに午後3時22分に到着した林朝鮮軍司令官からの電報「朝参報第六〇号」は次のように言う<sup>(95)</sup>。

関東軍ハ吉林方面ニ行動ヲ開始スルニ至リ著シク兵力ノ不足ヲ訴エ朝鮮軍ノ増援ヲ望ムコト切ナル重ネテノ要求（関参第三九一号）ヲ接受シ義ニオイテ忍ビズ在新義州混成旅団ヲ越江出動セシムルコトセリ予テノ命令ヲ奉スルコトヲ得サル結果ニ陥レシコトニ就テハ誠ニ恐懼ニ堪ヘス

この後さらに5時、9時23分に相次いで来電、第39旅団は午後1時20分から4時30分までに鴨緑江をこえて「満州」に入った。林の『日誌』も21日の記事に「十時五十分、関東軍ヨリ更ニ増兵ノ要求アリ、形勢真ニ止ムヲ得ザルモノトス、依テ、軍ハ重大ナル決心ヲ為シ、新義州ニ待命セシメアル歩兵第三十九旅団ノ越江ヲ命ズ」とある<sup>(96)</sup>。林軍司令官は参謀総長の命令なしに独断で旅団の越境を命令したのである。さらに「同時、間島方面ニモ出兵スヘシトノ幕僚ノ意見アリ。其理由ハ、今ニシテ出兵セザレバ第十九師団ノ出兵其時期ナキニ至ルヤモ計リ難シ……然レドモ、間島不安ノ程度ガ一部ノ焼打位ニテハ、未ダ軍ノ一部ヲ進入セシムル理由薄弱ナル為メ採用セズ」とあり、この方面への出兵は抑制された。林の日誌もさすがに歯切れが悪い。それでもなお間島方面への独断越境を狙っていた。しかし宇垣一成朝鮮総督と協議の上あきらめた。日誌は言う<sup>(97)</sup>。

予ハ参謀総長ヲ煩ハシテ帷幄上奏ヲ為スコトヲ強要スルヨリモ、独断出兵責任ヲ一身ニ負フ方然ルベキヲ感ジ此命令ヲ下サレトシ、一応宇垣総督ニ其内意ヲ告ゲ意見ヲ求メタル処、同官ノ意見ハ間島占領ハ望ム処ナルモ、確実ニ之ヲ保障占領スヘキ理由ナカルベカラズ、出兵後直ニ手ヲ空シフ帰鮮スルニ至ラバ、之レ徒ニ武ヲ汚ス事トナルベシ。而シテ、間島ハ既ニ関東軍占領線ノ後方ナレバ、今強テ之ヲ占領スルノ必要ナキニアラズヤ。「シカズ、一両日形勢ヲ見シニハ」ト、総督ノ意見亦相当ノ理由ナキニ非ズ。

この日、軍事的にも政治的にも極めて重要なときであった。軍部は朝鮮軍越境の帷幄上奏を考えていたと同時に、閣議において朝鮮軍の増援を認

められなかった場合の処置についての両面の対応を考えていた。否決された場合の対応文書は次のようにある<sup>(98)</sup>。

- 一、大臣ハ閣議ノ席ヲ去ルニ臨ミ慎重考慮スル旨云ヒ残シ来ス
- 二、総長ハ帷幄上奏ニヨリテ軍隊派遣命令ノ允裁ヲ請フ 此際閣議ニ於ケル情況ヲ申シ上ケ且今次ノ独断越江ノ行動ハ大權干犯ニアラスト信スル旨 奏上ス
- 三、若シ右 允裁ヲ得サル時ハ恭シク退下ス
- 四、総長ハ帰府後骸骨ヲ乞フ（病氣重任ニ堪ヘス）  
右ノ辞表ハ之ヲ大臣ニ依托ス
- 五、大臣ハ総長ノ辞表ヲ取次キ捧呈スルト共ニ後任総長ヲ推挙ス
- 六、後任総長ノ任命ト共ニ大臣ハ辞表ヲ首相ニ托ス

この日金谷参謀総長が帷幄上奏しようとしたのだが、参謀本部作戦課長今村均大佐と部員遠藤三郎少佐が陸軍省軍事課長永田鉄山大佐に連帯を求めたところ、永田以下が絶対反対を表明したという<sup>(99)</sup>。理由は「イヤシクモ経費支出ヲトモナウ兵力ノ増派ニ閑シ、閣議ノ承認ヲ経ルコトナク、統帥系統ノミニヨル帷幄上奏ヲナスハ、キワメテ不当ナリ、モシソレ閣議ニオイテコレヲ否決センカ、最後的決裁ヲ 至尊ニ委スル結果トナリ、臣下トシテキワメテ不適当ナリ。コレ 天皇ノ対スル道ニアラズ」ということであった。軍政を担当する陸軍省としては当然の判断である。

「軍人勅諭」は軍人の統率者は天皇で「夫兵馬ノ大權ハ朕カ統フル所ナレハ……其大綱ハ朕親之ヲ攬リ肯テ臣下ニ委ヌヘキモノニアラス」と厳かに述べていた。天皇の命令なき限り軍隊を動かせないのは当然の理であった。だから奉勅命令なしの朝鮮軍の越境行為は天皇の大權を侵犯するものであった。陸軍刑法（1908年4月10日 法第46号）第37条にも「司令官権外ノ事ニ於テ已ムコトヲ得サル理由ナクシテ擅ニ軍隊ヲ進退シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ処ス」とされている。独断越境はこれに該当する。だからこそ陸軍の省部の幹部は、翌22日の閣議に備えて越境是認と否認との両用の対策を考えたのである。

9月22日

22日午前0時6分、参謀次長は朝鮮軍参謀長宛に「二八号電」を打電した<sup>(100)</sup>。「第二十師団方面ノ越境ニ関スル善後処置ニ就テハ目下手続中ニ就キ、第十九師団方面ノ越境間島進入ハ勅裁命令アル迄断シテ許サレス」というものであった。20師団の越境は認め、奉勅命令が出るよう「善後処置」を取る予定であるが、19師団の越境は断じて認めないとある。南満州鉄道沿線と間島方面の状況が違っていたからである。

午前8時50分、参謀総長は関東軍司令官宛に次の「三九号電」を発信した<sup>(101)</sup>。

貴軍今日迄ノ行動ハ機宜ニ適シ克ク国家國軍ノ威信ヲ發揚シ本職ノ同意スル処ナリ今後ニ於ケル行動ハ貴軍本来ノ任務ニ鑑ミ現時ノ態勢ヲ確保シ特ニ状況ノ急変ナキ限り嚴正公明ナル態度ヲ以テ事態ヲ静観スルヲ要ス

これを敷衍した「四二号電」が午前11時35分、参謀次長から関東軍参謀長宛に発せられた。それは次のように言う<sup>(102)</sup>。

貴軍今迄ノ行動ハ当部ニ於テモ之ニ同意シ中外ノ輿論亦概ネ之ヲ是認シ殊ニ国論ハ一致シテ之ヲ支持シアリ、然レトモ爾後ノ行動ハ国家ノ最高国策トノ関係モアリ且軍本来ノ任務及軍自衛ノ目的以外ニ逸脱シテ或ハ占領地域ヲ拡大シ或ハ鉄道ニ手ヲ着クル等事態ヲ拡大スルニ至ラムカ從来好意ヲ示セル輿論モ次第ニ変調ヲ促ス結果トナルヲ以テ事態ノ急迫セサル限り寧ロ現在ノ態勢ニ於テ情況ヲ静観スルヲ以テ当初ニ於ケル軍行動ノ目的ヲ貫徹シ満蒙問題ノ解決ヲ有利ナラシムルノ途ナリト信ス

之レ総長ヨリ貴軍司令官ニ対シ指示セラレシ所以ナリ  
今後右方針ニ則リ行動ヲ律セラレ度情況ノ急変シアラサル限り新行動ハ発起以前ニ於テ当部ト緊密ニ打合セノ上ニ於テ着手セラル様善処アリ度特ニ哈爾賓ニ対スル派兵ノ如キハ慎重ノ考慮ヲ要シ当部トノ諒解ヲ要スルモノト承知セラレ度

これは、参謀本部が関東軍のそれまでの軍事行動を追認した上で、それ以上の範囲拡大は自重して現状を維持することが満蒙問題解決に有利である、とくにハルビンにまで進撃する場合は慎重に考慮せよと言っている。しかし「断じて不可」とは言ってはいない。これでは参謀本部が出先軍部を統率、統制することは不可能である。満州事変初発段階での陸軍の中央と出先との関係がこうした電文に象徴されている。この関係を敷衍すれば政府と陸軍との関係になぞらえることができる。

この日午前、問題の閣議が開かれた。その推移は驚くほど簡単に次のようないくつかの結論を出して終わった。それは以下のようである<sup>(103)</sup>。

- 其結果ニ就キ当課（参謀本部第二部作戦課）ノ知リ得タル処左ノ如シ
- (一) 朝鮮軍ノ独断越境ニ対シテハ閣僚ノ全員不賛成ヲ唱フルモノナシ  
シ然レトモ亦賛成ノ意思ヲ進ンテ表示シタルモノナシ
  - (二) 既ニ出動セルモノナルヲ以テ閣僚全員其事実ハ之ヲ認ム
  - (三) 右事実ヲ認メタル以上之ニ要スル経費ヲ支出ス
  - (四) 首相ハ右閣議ノ結果ニ就テ参内上奏セリ
  - (五) (略)

朝鮮軍の越境について積極的賛成論者がいなかったのは全員が統帥権違反であることを認識していたことを物語っている。しかし勇を鼓した反対者はいなかった。出先軍部の実力行使を陸軍の中央が追認し、陸軍の主張を閣議が承認したのである。このときの閣僚は南次郎陸相の他は若槻首相兼拓務相、幣原喜重郎外相、安達謙蔵内相、井上準之助蔵相、安保清種海相、渡辺千冬司法相、田中隆三文相、町田忠治農林相、桜内幸雄商工相、小泉又次郎逓信相、原脩次郎鉄道相、川崎拓吉書記官長で、このメンバーが「満州事変」の決定的時点のさいの責任者であった。この結果、出先軍部の関東軍は中央の承認なしの実力行使が承認されたことを確認した。

閣議の事後承認の背景には、この年3月、未遂に終わった陸軍の橋本欣五郎ら桜会のメンバーや民間右翼の大川周明らによる3月事件の影響があったであろうことは想像に難くない。さらに事変直後にはこれまた橋本や長勇らによる未遂の10月事件も計画されていた。軍の暴走が起きやすい状況

を呈していたのである。

一方閣議決定を経た同日午後4時30分、金谷範三参謀総長は閣議決定を踏まえて上奏、天皇の裁下を得た。その上で発した奉勅命令は以下の通りである<sup>(104)</sup>。恐らく内心は朝鮮軍の独断越境を認めたいと思いつつも、制度上その実現の困難さを自覚していた参謀本部がその実現を喜んだ勝利宣言と言ってもよいものではないか。

臨參命第一号

命令

朝鮮軍司令官隸下部隊ヨリ左記部隊ヲ満州ニ派遣シ関東軍司令官ノ指揮ヲ受ケシム

左記

歩兵	一旅団（一大隊欠）
騎兵	一中隊
野砲兵	二大隊
工兵	一中隊
飛行	二中隊
通信隊	一隊

右諸隊ハ鴨綠江通過ノ時ヲ以テ関東軍司令官ノ指揮ニ入ルモノトス  
細項ニ關シテハ參謀総長ヲシテ指示セシム

昭和六年九月二十二日

奉勅 參謀総長 金谷 範三

朝鮮軍司令官 林 銃十郎殿

関東軍司令官 本庄 繁殿

これを敷衍する形で参謀総長は午後7時30分、関東軍司令官・朝鮮軍司令官両者宛の電報「関東軍四五号」「朝鮮軍三二号」を発信した。それは軍としての強行突破方針が実現した喜びが満ち、しかし爾後は十分に中央の指示を受けることを要請している<sup>(105)</sup>。

今ヤ満州ニ於ケル軍事行動ハ將卒一般ノ努力奮闘ニ依リ概ね其目的ヲ達シ既ニ一段落ヲ告ケタルモノト認ム 爾後ノ行動ハ内外ノ政策ト極

メテ密接ナル関係ヲ有シ影響スル処尠カラサルモノアルヲ以テ極メテ慎重ナル態度ヲ持シ特ニ新企画（新ナルクワダテ）ハ必ス予メ中央部ノ指示ヲ待ツテ之ヲ実行スヘシ 勅命ヲ伝宣スルニ方リ特ニ右訓令ス部下一般ニ徹底シ遺憾ナキヲ期スヘシ

しかし関東軍にしてみれば、一旦実力行使が認められればその延長線上に爾後の実力行使も当然予想される。実はこの日午前11時35分の次長から関東軍参謀長宛の電報の懸念が現実化したのである。午後9時10分発の総長から関東軍司令官宛の「関東軍三六」「第二師団長一七」という電報はその懸念を次のように表明している<sup>(106)</sup>。

東京ニ於ケル「ラヂオ」放送ニ依レハ我軍ノ一部哈市ニ進入セリトノ報アリ此ノ如キハ参電「四二」ニ依リ訛伝ナリト信スルモ若シ事実ナレハ直ニ其情況ヲ報告セラレタシ哈市ヘ兵力ヲ進ムルハ中央部トノ諒解ヲ得ルニアラサレハ嚴ニ許サレス第二師団長ニモ直ニ此旨伝ヘラレタシ

出先軍部が中央の規範を脱して独走し始めたのである。2日後の24日午後4時30分発、参謀総長から関東軍司令官に宛てた電報は「哈爾賓ニ対スル出兵ハ事態急変セル場合ニ於テモ之ヲ行フヘカラス」となっており、それを受けて4時40分に次長が関東軍参謀長に宛てた電報も暴走を止めようとしていた<sup>(107)</sup>。

当方幸ニ三長官ノ決意固ク一致協力シテ事ニ当リアリ邦家ノ為特ニ陸軍ノ為同慶ニ堪エス

陸軍大臣ノ閣議ニ於ケル奮闘ハ総長モ之ヲ多トシアル所ニシテ同大臣ハ政府ニ理解ヲ与ヘ以テ満蒙問題根本解決ノ大目的ヲ貫徹スル上ニ支障ナキ事項ハ寧ロ政府ノ方針ニ適合シテ前進スルヲ有利ナリト認メ総長ニ於テモ之ニ同意シアリ

就テハ前電第四十二号ノ通り軍事的行動一段落ヲ告ケタル今日貴軍ハ逐次外側ノ小部隊ヲ併合シ鄭家屯、新民府及敦化ハ固定的配置ヲ避ケ又吉林ハ該方面ノ状況之ヲ許スニ至ラハ可成速ニ撤退シ軍ノ主力ヲ南満線上ニ保持シテ動カサルコトヲ以テ中外ニ対シ軍ノ公正ナル態度ヲ

表明シ「前記陸軍大臣ノ奮闘ヲ容易ナラシメ」大局ノ目的貫徹ニ利スル所以ナリト思考セラル尚詳細ハ橋本少将ヲ貴地ニ急派シ当部ノ意嚮ヲ伝ヘシム

ここには参謀本部が厳然たる態度で出先軍部を統率するという姿勢はない。出先軍部の意向を忖度し、その機嫌を損ねないように配慮しながら説得するというニュアンスが感じられる。これらの資料は結局、出先軍部の統帥権違反行為を軍中枢の参謀本部が追認したことを雄弁に物語っている。さらに政府が決定的な時点での軍を抑制できなかったのが「満州事変」勃発時の状況であった。

#### 4. 事変の影響

出先軍部の謀略に始まる「事変」であったから、「戦争」のように事前に宣戦布告することはもちろん不可能であった。しかし世界注視の中での軍事行動について内外に日本の態度を説明することは不可欠であった。それが9月24日の「政府第一次声明」<sup>(108)</sup>で5項目より成る。第1項では「偶々九月十八日夜半奉天付近ニ於テ中国軍隊ノ一部ハ南満州鉄道ノ線路ヲ破壊シ我守備隊ヲ襲撃シ之ト衝突スルニ至レリ」と戦争勃発の原因を述べた後概略次のように述べている。

二、(前略) 同地方ニ居住スル百万ノ帝国臣民モ亦重大ナル不安ノ状ニ陥リタルニ顧ミ機先ヲ制シテ危険ノ原因ヲ芟除スルノ必要ヲ認メ此ノ目的ノ為迅速ニ行動ヲ開始シ抵抗ヲ排除シ付近ニ駐屯スル中国軍隊ノ武装ヲ解キ地方治安ノ維持ニ付テハ中国ノ自治機関ヲ督励シテ其ノ任ニ当ラシメタリ

三、我軍隊ハ前記ノ目的ヲ遂行スルヤ概ネ鉄道付属地内ニ帰還集結シ目下付属地外ニアリテハ警戒ノ為奉天城内及吉林ニ若干ノ部隊並ニ数個ノ地点ニ少数ノ兵員ヲ配置ト雖何レモ軍事占領ニ非ス(下略)

四、帝国政府ハ九月十九日緊急閣議ヲ開キテ此ノ上事態ヲ拡大セシメサルコトニ極力努ムルノ方針ヲ決シ陸軍大臣ヨリ之ヲ満州駐屯軍司

令官ニ訓令セリ……九月二一日ニ至リ満鉄沿線ノ不安ニ鑑ミ朝鮮駐屯軍ヨリ混成一旅団兵員四千ヲ新ニ満州駐屯軍司令官ノ麾下ニ属セシメタルモ満州駐屯軍ノ総兵数ハ尚条約所定ノ制限内ニ止マリ固ヨリ対外関係ニ於ケル事態ヲ拡大セルモノト謂フヘカラス

##### 五、(略)

この声明は、出先軍部の暴走をやむなく追認した政府の開き直りの弁明とも言うべきものである。一方中国政府は9月21日、事変に関して国際連盟に正式に提訴、連盟は23日に緊急理事会を招集、30日の理事会は日本に「領土的目的ヲ有セ」ず、「撤退ヲ出来得ル限り速ニ続行」する旨の日本政府の声明を評価し、日中両国に事変解決を要望する決議を採択した。中国政府は日本に宥和的なその結論に落胆した。しかしこの決議で関東軍の軍事行動の拡大は一旦は収まった。

ところが関東軍は張学良が政府を設置した錦州を10月8日爆撃した。第1次大戦以来最初の都市爆撃として世界的に注目を集め、国際連盟に衝撃を与えた。10月24日連盟理事会は日本に対して11月16日までに撤兵すべき勧告案を13対1（日本）で可決した。これに対して日本政府は26日、「中国政府ノ保障ニ倚頼シ軍隊ノ全部満鉄付属地内帰還ヲ行フカ如キハ事態ヲ更ニ悪化セシメル」として撤兵の前提条件等に関する第2次声明を発表した<sup>(109)</sup>。しかし撤兵はしなかった。既成事実は着々と積み重ねられていった。

この間の10月20日、関東軍の板垣征四郎・石原莞爾両参謀は渡溝中の今村均参謀本部第2課長と事変解決について論争する一方、独自の情勢判断で満州における「一般ノ情勢ハ我ニ有利ニ進展シツツアリ」という前提で、「満蒙問題解決ノ根本方策」を立案、「支那本土ト絶縁シ表面支那人ニ依リ統一セラレ其ノ実権ヲ我方ノ手裡ニ掌握セル東北四省竝内蒙古ヲ領域トル独立新満蒙国家ヲ建設スルコトヲ目的」とし「熱河省ハ形勢ニ応シ当初ヨリ統合スルコト」を目指し、「速ニ黒竜江省政権ノ刷新 錦州政府ノ掃蕩 学良勢力ノ覆滅ヲ期ス」とし、それを今村課長に手交した<sup>(110)</sup>。

関東軍の暴走に驚いた参謀本部は11月5日、関東軍司令官の権限の一部

を参謀総長が掌握するという措置を講じた<sup>(111)</sup>。関東軍司令官宛の文書は言う。

本時局終了ノ時期迄関東軍司令官隸下及指揮下部隊ノ行動ニ関シ其一部ヲ参謀総長ニ於テ決定命令スル如ク先例ニ準シテ 御委任アラセラレタリ 右通牒ス

天皇が参謀総長の上奏を受け入れたのである。これを見て総務部長から11月7日午後0時30分、関東軍参謀長宛に至急電が送られた。それには次のように記されている<sup>(112)</sup>。

第一部長ヨリ○総長電第一一八号ニ関スル数次ノ照電拝見、今回總長ノ執ラレタル処置ニ対シ右ノ如キ電報ヲ見ルコトハ誠ニ奇異ニ感スル次第ナリ、申ス迄モナク貴軍ノ任務ハ其固有ノモノ以外未タ何等付加セラレタル所ナク從テ貴軍行動ノ一切ハ此任務達成上必要ノ範囲ニ止マルヘキモノナリ然レトモ事変ノ性質上本来ノ任務ニ対シ若干ノ超越的行動ニ出ツルコトアルハ情況上必要已ムナキ所ト認メアルモノナリ從テ任務ノ範囲外ニ出ツルヲ要スル場合ニ於ケル貴軍ノ行動ハ機微ナル内外ノ政略關係ト密接ナル連繫ヲ保チ大局ニ鑑ミ緩急宜シキニ從テ之ヲ律シ以テ大目的ノ達成ヲ期スヘキコト必須ノ要件ニシテ畏クモ聖上ニ於カセラレテモ此点特ニ 御懇念アラセラル所ナリ故ニ苟モ任務ノ範囲外ニ出ツルノ要アル場合ニ於ケル貴軍ノ行動ニ關シテハ一々参謀総長ヨリ上奏シテ允裁ヲ仰キ奉ルヘキ性質ナル所、事極メテ急ヲ要スルモノアリ又、屢々 聖上ヲ煩シ奉ルハ恐懼ノ至リナルヲ以テ明治三十七八年戦役當時参謀総長ノ執リタル例ニ倣ヒ貴軍ノ行動ニ關シ其一部ハ総長ニ於テ決定命令スルノ權能ヲ執奏シ拝受セラレタル次第ナリ（十一月五日午前十時拝謁）而シテ其一部ト云フハ兵力ニ限ラス行動其者ト限ラス又行動地域ト限ラス要スルニ貴軍行動ニ關スル一部ニシテ所要ニ応シ何事ヲ決定命令スルヤハ一一ニ総長ノ責任ヲ以テ行ハル所ナリ、貴軍ノ行動カ右総長ノ処置ニ依リテ或ル程度ノ掣肘ヲ受クルニ至ラシコトニ關シ不安ヲ感セラルルカ如キモ本時局ノ如キ純然タル作戦行動ノミニ拠リ難キモノ多キ場合中央ト出先トカ円満ニ協調ス

ル為大局上或ル程度ニ中央部ヨリ出先ヲ控制スルノ必要アルハ貴官ノ  
夙ニ御承知ノコトナルヲ以テヨク中央ノ意図ヲ善解シ徒ラニ感情的質  
問ヲ發セラルルカ如キコトナク努力セラレンコトヲ切望ス

関東軍司令官は天皇に直隸する点で参謀総長と同格である。ただ関東軍司令部条例<sup>(113)</sup> 第2条には「軍司令官ハ軍政及人事ニ関シテハ陸軍大臣、作戦及動員計画ニ関シテハ参謀総長、教育ニ関シテハ教育総監ノ区處ヲ承ク」とあって、軍事行動の点で全く参謀総長から独立していたわけではない。しかし天皇直属の対等の関係で、上下関係ではなかった。したがってそのままでは関東軍の暴走を参謀総長が抑えられない。そうでないからこそ参謀総長が一部の権限を天皇に代わって行使するという便法が取られたのである。

このとき参謀総長が天皇から受けた委任命令権による命令を「臨參委命」と呼んだ。その第1号は11月5日に発せられた<sup>(114)</sup>。

- 一、現下ニ於ケル内外ノ大局ニ鑑ミ北満ニ對シ積極的作戦行動ハ當分之ヲ実施セサルノ方針ナリ
- 二、嫩江橋梁修理援護隊ハ最小限度ニ其任務ヲ達成スル為其作戦行動ヲ大興駅付近ヲ通スル線ヲ占領スルニ止メシムヘシ

明らかにこの命令は当時洮昂線一帯を支配していた馬占山を圧迫して北満方面（チチハル）への作戦行動を抑制するものであった。これにたいして関東軍は参謀総長への権限の委譲についての根拠を求め、北方への進出を目指していた。その強い要求に押され、6日の第2号を経て11日の第3号の2では、馬占山軍が日本の提議を受諾しないか、または受諾するも実行しない場合には「自衛上必要ト認ムル自主的行動ニ出」ることを認めた。

この間幣原外相は馬占山軍を撤退させるために、戦闘ではなく買収によって実現すべく、陸軍と合議の上11月4日、300万円の支出を確定、林久治郎奉天総領事、大橋忠一ハルビン総領事に連絡、林もそれに期待してきた。しかし関東軍の進撃によって期待は崩れ、11日、林総領事は軍隊の出動を容認した<sup>(115)</sup>。

（前略）現下北満方面ノ事態殊ニ黒竜江省軍ノ態度ヲ見ルニ北満ニ於

ケル帝国ノ威信ハ嫩江方面出兵前ニ比シ著シク低下シタル感アリ将来北満方面ニ於テ我方ハ極メテ不利ナル立場ニ至ルヘキノミナラス満蒙問題ノ解決並ニ我対支関係ノ全般ニ対シ大ナル障礙ヲ与フルノ虞無キニ非ス……軍司令官ノ所見ハ元来本官ノ根本的見地ト同シカラサルモ政府ニ於テ既ニ事態ヲ今日ノ如ク拡大セシメタル以上本官ニ於テモ大体已ムヲ得サル措置トシテ同感シ居ル処ナリ……政府ニ於テ北満積極的経略ニ関スル根本方針決定シ居ルトセハ此際國際輿論ニ対スル反響愈益々悪化スヘキハ遺憾至極ナルモ齊々哈爾ヘ軍ヲ進出セシメラルルコト現地ノ状況ヨリ見テ已ムヲ得サル方策ナリト思考ス

こうした経緯を経て11月16日、臨参委命第4号の3はチチハル進入を承認した<sup>(116)</sup>。

三、作戦行動ノ必要上貴軍カ一時齊々哈爾ニ進入スルハ已ムヲ得サル所ナルヘキモ北満経略ノ為同地ヲ占拠スルハ之ヲ許サレス成ルヘク速ニ該方面ニ使用セル部隊ノ主力ヲシテ鄭家屯（之ヲ含ム）以東ニ集結セシムヘシ

こうして関東軍は11月18日、チチハルを占領した。翌日スティムソン米国務長官は日本軍のチチハル占領はケロッグ・ブリアン条約ならびに9カ国条約違反であると出淵勝次駐米大使に通告した<sup>(117)</sup>。また日本としてもチチハルに進入することはともかく駐屯することは対ソ戦略からして微妙な問題であった。軍も政府もそれを懸念していた。そこで参謀総長から関東軍司令官宛の24日の電報は、チチハル付近には歩兵1連隊内外を残置して師団司令部以下は速やかに撤収する、残置部隊も2週間以内に撤退するというものであった<sup>(118)</sup>。

ところが関東軍の石原参謀らの強い反対にあい、12月15日、ついに参謀本部は臨参委命第10号で「チチハルニ必要ノ時期マデ一時一部隊ヲ駐留セシムルコトハサマタゲナシ」とされた<sup>(119)</sup>。結局関東軍の実力行使が参謀本部等の陸軍中央の意向を乗り越えたのである。関東軍の謀略に始まる「事変」、朝鮮軍の独断越境の追認という経緯からして、出先軍部をこれ以上抑えることはできなかったのである。

この間の12月11日若槻内閣は総辞職し、13日政友会の犬養毅内閣が成立した。陸相に荒木貞夫、内閣書記官長に森恪が就任、前内閣に比して遙かに軍部寄りの内閣となった。荒木は参謀総長を金谷に代えて閑院宮戴仁親王を据えた。こうした背景で12月27日二宮参謀次長は関東軍参謀長宛に錦州攻撃を通報した<sup>(120)</sup>。

（前略）錦州攻撃ニ対スル英米仏ノ抗議的通告ニ対スル帝国政府ノ回答ニ準拠シ錦州攻撃ノ名目ハ目下兵匪ハ其实質上正規軍ト殆ント區別シ得サル実情ニ鑑ミ匪賊討伐ニ伴フ自然ノ結果ニテ其責任ハ支那側ニ存ストノ主義ヲ採用シ関東軍ハ錦州攻撃決行ニ先チ錦州政府及支那軍ノ撤退若ハ武装解除ヲ勧告スル等ノ最後通牒の処置ニ出ツルコトナク遼西匪賊討伐ニ連繫シテ正規軍ヲ攻撃スル段取トスルヲ適當ナリト認メラル

撤退勧告等一切することなく直ちに攻撃すべしということである。これに対して中国軍が抵抗したならば相当の戦闘になり、犠牲者も余儀なくされたところ、中国軍が暮れの30日になり撤退を開始した。その結果、日本軍は1月3日、錦州を占領したのである。

それではこうした戦闘の推移を天皇はどう考えていたのだろうか。この点に関してはあまり資料はない。その中で、僅かに分かるのが原田熊雄『西園寺公と政局』『木戸幸一日記』である。前者は後日に何日分かを整理して書いているので、信憑性はそれほど高くはない。しかし元老西園寺の秘書としての原田による政界最上層部の情報が記されている貴重なものである。その9月21日の記述に元老から木戸への伝言として「御裁可なしに軍隊を動かしたことについて、陸軍大臣或いは参謀総長が上奏した時に、陛下はこれを許しになることは断じてならん。また黙っておいでになることもいかん。一度考へておく、と留保しておかれ、後に何等かの処置をすることが必要だから、この点の注意もしておけ」とある<sup>(121)</sup>。

また『木戸幸一日記』9月22日の条には以下のように記されている<sup>(122)</sup>。

午後一時半より再び原田邸を訪ぶ。近衛、酒井、岡部、高木の諸君も参会せられ、各方面の情報を持寄り、研究す。

一、軍部方面の満州に対する決意は中々強く、中央部よりの命令徹底し能はざるの虞あり。

一、首相・陸相に対し、曩に陛下より事件は此上拡大せざる様に努力すとの政府の方針は誠に結構なり、充分努力する様にとの御諭ありしこと等も、側近者の入れ智恵と見て、軍部は憤慨し居れりとの情報あり。之等に徴し、今後は不得止場合の外は御諭等はなき方よろしかるべき、又右の如き事情なれば軍部に反感を有せりと目せらるる元老の上京は却って軍部を硬化せしむるの虞あり、状況に変化なき限り、此際は上京せられざる方宣しからんとの意見の一致を見たり。

この両者からは天皇が事変の不拡大を望んでいたことは明らかである。しかし『木戸日記』から分かるように、関東軍が軍中央の命令に従わない状況にあること、天皇が事変不拡大の政府の方針を支持しているが、それは側近の情報に影響されている結果であること、したがって、軍部抑圧のために元老西園寺が上京するようなことは避けたほうがよいという、軍に対する宥和的な方途をとるのが望ましいという判断が天皇側近者の中にあったことが分かる。政府が出先軍部の行動を追認した上ではどう仕様もなかつたということでもある。こうした経緯を踏まえて、翌32年1月8日天皇は「関東軍への勅語」を発した<sup>(123)</sup>。

曩ニ満洲ニ於テ事変ノ勃発スルヤ自衛ノ必要上関東軍ノ將兵ハ果斷神速寡克ク衆ヲ制シ速ニ之ヲ芟討セリ爾來艱苦ヲ凌キ祁寒ニ堪ヘ各地ニ蜂起セル匪賊ヲ掃蕩シ克ク警備ノ任ヲ完ウシ或ハ嫩江齊々哈爾地方ニ或ハ遼西錦州地方ニ冰雪ヲ衝キ勇戦力闘以テ其禍根ヲ抜キテ皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス汝將兵益々堅忍自重以テ東洋平和ノ基礎ヲ確立シ朕カ信倚ニ対ヘンコトヲ期セヨ

これは正しく天皇が朝鮮軍および関東軍の戦争行為を承認しただけではなく、賞賛した文書である。事変勃発時の不承認的態度、あるいは不拡大を望んでいた天皇の意向が全く逆転してしまったことを示している。結局、関東軍、朝鮮軍の突出した行動が中央の参謀本部を動かし、政府の決定を

左右し、さらには天皇をも動かしたことの結果であった。天皇は近年発表された『獨白録』でも満州事変については何も話してはいない。張作霖事件で「懲りた」こと以外に中国東北地方を軽視していたこともあったのであろう。

これらのことは以後の事変の推移に大きな影響を及ぼした。前年11月の土肥原賢二による清朝最後の宣統帝の溥儀を旧満州族の国家擁立のために天津から脱出させた謀略事件が起こされ、この年1月末には田中隆吉少佐らの謀略による上海事件では海軍の陸戦隊が出動、さらに陸軍が上海派遣軍司令部を編成、中国軍と対戦したことは周知のことである。この間3月1日、溥儀を執政に満州國も建国された。これらの相次ぐ事件は全て関東軍の暴発から始まったものであった。

それはさらに陸軍内部での参謀本部と陸軍省との力関係の変化の転機でもあった。その材料として陸軍が編纂した『統帥綱領・統帥参考』という資料がある。私の手元にあるのは1962年の復刻版で、偕行社発行である。その前書きを見ると「統帥綱領」は参謀総長陸軍大将鈴木莊六の1928年3月20日付の序文、「統帥参考」には陸軍大学校幹事陸軍少将今井清の1932年7月付の序文がある。この構成に大きな特徴がある。それは最初の539ページが「統帥参考」で、その後541—596ページが「統帥綱領」なのである。その後に「兵語の解」があるがこの点は省略する。

要するに、本来ならば「統帥綱領」が主体で、その下部規定の「統帥参考」がその後につづくのが当然である。それを敢えて逆転させていることがまず目に付く。しかもその内容も実は実質的に政治と軍事との関係を統帥権の立場から述べたのが「統帥綱領」よりもむしろ「統帥参考」であることである。それではそこにどのようなことが書かれているのであるか。そのポイントと思われる点を幾つか抜粋してみる。

「統帥綱領」は統帥の要義、将帥、作戦軍の編組、作戦の要領等9項目から成る。その第1の「統帥ノ要義」の2には

作戦ハ元来戦争遂行ノタメ最モ重要ナル手段タルヲ以テ、タダニ政略上ノ利便ニ隨從スペカラザルノミナラズ、ソノ実施ニ当リテハ全然独

## 立不羈ナルヲ要ス

抑々コノ両者（戦争遂行と政略）ノ関係ハ最高統帥ノ律スル所ニシテ、ソノ直属ノ高級指揮官ハ能クコレガ方針ヲ体シテ事ニ従ウベク、爾他ノ指揮官ニアリテハ専念作戦ノ遂行ニ努力スベキモノトス

と述べていて、戦争実施の場合の「独立不羈」を主張してはいるがそれ以上の展開はない<sup>(124)</sup>。

ところが「統帥参考」は遙かに積極的に統帥権の独立を主張している。

第1編「一般統帥」の第1章「統帥権」に次の記述がある<sup>(125)</sup>。

統帥権ノ本質ハ力ニシテ其作用ハ超法規的ナリ則チ爾他ノ大権ト其本質ニ於テ大ニ趣ヲ異ニスルモノト言ハサルヘカラス……故ニ統帥権ノ輔翼及執行ノ機関ハ政治機関ヨリ分離シ軍令ハ政令ヨリ独立セサルヘカラス

（中略）

統帥権ノ行使及其結果ニ関シテハ議会ニ於テ責任ヲ負ハス議会ハ軍ノ統帥指揮権竝之カ結果ニ関シ質問ヲ提起シ弁明ヲ求メ又ハ之ヲ批評シ論難スルノ権利ヲ有セス

これは、軍令を軍政からはもちろん政治一般から完全に独立させるという宣言に他ならない。これでは政府による軍政は維持されないではないか。しかしそれは彼らの問題外であった。それでは統帥権の範囲は一体何処までなのか。それについては次のように言う。

原則トシテ國軍ヲ対象トシテ之ニ對スル總ユル命令権ハ即チ統帥権ニ屬スルモノトス軍隊ヲ動員シ軍隊ニ出動ヲ命シ之ヲ指揮運用シ又ハ其内部ノ編制ヲ定メ或ハ之ヲ教育訓練シ若ハ其軍紀ヲ維持スル等ノ権限ハ總テ統帥権ノ範囲ニ屬スルモノナリ

これは軍隊指揮権はもちろん軍隊の教育権も統帥権の範囲と規定することによって、全て陸軍大臣から独立し、大臣の干渉を許さないと宣言していることに他ならない。軍が天皇に直属していることを規定したいのが目的だったという他はない。「軍令ハ統帥ニ關シ勅定ヲ經タル規定ニシテ直接軍部ノ帷幄上奏ニ依リ閣議ニ諮リ又ハ枢密院ノ諮詢ヲ經ヘキモノニアラ

ス但軍部大臣副署シ奉行ノ任ニ当ル」という。これでは軍部は、全く政府はもちろん枢密院からも独立した、憲法からも優越した機関と解しているに他ならない。

一体軍部は「政治と軍部」の関係についてどのように考えていたのであるか、それについては第2章「統帥と政治」に次のように記述している。それによれば、統帥と政治の関係は次のようである<sup>(126)</sup>。

両者ハ国法上平等ノ地位ニ在リテ相対立スルモノニシテ此両者ノ上ニ立チ之ヲ統一スヘキ権能ヲ有スル機関ノ存在ハ帝国憲法ノ許ササル所ナリトス

軍と政治とは平等であって上下関係ではなく、両者の上に立つものはないと言うのである。これは軍部の政治からの独立宣言と言っても過言ではない。それでは日本の政治は如何にして統合されるのであるか、この点についての言及はないが、両者の上に立つものは天皇以外にはないということを暗示している。そしてこの点こそが「総帥権独立」がもたらした最大の問題点だったのである。

それはともかく、「満州事変」後の1932年に参謀本部、陸軍大学校でこの文書が刊行されたことに注目したい。もちろんこの文書が公刊されて一般に流布したものではないが、陸軍の幹部内部の思想統一のために作成された文書であることは否定できない。そういう観点から見ると、とくに「統帥参考」のもつ意味は重要である。「統帥綱領」を敷衍する形式で作成された「統帥参考」が何故「綱領」以上に政軍関係に踏み込んで統帥権の独立を強調しているかという問題である。ここから先は推論以外にはないのだが、私は「満州事変」による、出先軍部の突出した軍事行動を軍中央が追認し、ひいては政府も追認せざるを得なかったという事実が反映していたと見ることができると思う。それには1月の天皇の勅語も大いに反映していたであろうことは否定できない。このようにして、着々と地歩を築いてきた軍部とくに陸軍は、「満州事変」を契機に政治的支配権確立に向けて大きく第1歩を踏み出したのである。

最後に、事変の一応の終結をみた塘沽停戦協定についてかんたんに要約

して終わりにしたい。

周知のように日本はリットン調査団の報告公表に先立つ1932年9月15日、日満議定書を「満州国」と締結して承認し、既成事実をつくった。その後の10月2日に調査団の報告書は公表された。それには(1)日本軍の軍事行動は合法的な自衛行動とは認めがたい、(2)満州国が純粹で自発的な独立運動の結果とは認められない、(3)満州国は日本が支那の領土を強引に武力で占領したものである等日本についての厳しい批判が盛り込まれていた。

11月21日の連盟理事会では松岡洋右代表が反論を述べ、中国代表の顧維鈞と激しく渡り合った。翌月連盟内には日中紛争解決のための妥協案も浮上したが、1933年元旦に始まった山海関での日中両軍の衝突を契機とした熱河作戦で挫折した。2月17日の閣議は連盟の日本軍満州撤退勧告案に反対して熱河への進行を、さらに20日、連盟が対日勧告案を採択した場合は連盟を脱退すると決定、22日には枢密院本会議も政府案を承認した。24日国際連盟総会が対日勧告案を42対1で採択すると、松岡代表が反対演説をした後退席、3月27日本政府は連盟脱退を通告、同日天皇の名による詔書も発布、敢えて国際的孤児の道を選んだのは周知のことである。この経緯も結局のところ、出先軍部の独断による軍事行動を軍の中央や政府が追認したことを最終的にじつま合わせをしたことを示している。

一方この間の3月4日、日本軍は熱河省の省都承德を占領、4月10日、閏内に侵入を開始したが、真崎甚三郎参謀次長にたいする天皇の「関東軍は未だ灤河の線より撤退せざるや」との御下問で一旦は撤兵した<sup>(127)</sup>。しかしその後も中国軍の反撃がつづくと関東軍は5月7日再度閏内作戦を開始、21日には通州を占領した。それに押されて国民政府軍事委員会北平分会代理委員長何応鈞は翌日中国軍の北平撤退を命令、25日正式に停戦を申し出、31日塘沽停戦協定が締結された。協定は関東軍司令官武藤信義の委任を受けた参謀副長岡村寧次と何応鈞の委任を受けた熊斌との間で結ばれた。

その内容は(1)中国軍は河北省東部の延慶から通州を経て蘆台にいたる線以東および以北の万里の長城の内側の地域からの撤退、中国軍の「一切ノ

挑戦攬乱行為」の禁止、(2)その確認のための日本軍飛行機その他の方法による監視、(3)第1項の確認後に日本軍は「自発的ニ概ネ長城ノ線ニ帰還」する、(4)第1項の地域——非武装地帯——の中国側警察機関による治安維持、であった<sup>(128)</sup>。この協定によって閥内に中国側の支配権の及ばない非武装地帯が出現した。逆に日本側から見れば、長城以南の「満州国」と接する地帯に日本軍の権益圏が出現したことを意味している。

この協定は一応の「満州事変」の終結であったが、その後なお日本側の長城以南への進出がつづいたことは周知の事実である。しかしここではそれには触れない。それ以外のことでこの協定締結の方法についてごくかんたんに言及しておきたい。それは、この協定締結に当たっての外交官の関与についてである。停戦協定についての詳細な研究はすでに島田俊彦「華北工作と国交調整」の第一章の二「塘沽停戦協定」で述べられている<sup>(129)</sup>。その他『現代史資料7満州事変』等の資料を参照しながら要約すると、閥東軍は閥内南下に積極的であったが、日本側に妥協的な機関として5月3日に黃郛を委員長とする行政院駐平政務整理委員会が日本側との和平を目指したとき、公使館付武官補佐官藤原喜代間海軍少佐の斡旋仲介で協定締結にこぎつけた。このとき北平公使館中山詳一書記官は陸軍側に立って、中国の排日運動の抑制、禁止等を目標に情報工作活動を展開していた。結局、出先外交官は陸軍と協力はしたが、協定締結に主動的役割を果たしたのではなかった。

つまり軍主導で始まった「満州事変」がその一応の終結のときにもその実態を象徴していたのである。シベリア出兵、山東出兵のときのように政府主導で撤退するのではなく、軍独自の行動で事態を解決したこと、換言すれば「満州事変」は開始も終末も軍が主導したことを見出す画期的な事変であったことを示している。この実績が日中戦争以降の日本の戦争の歴史を規定したのである。

(注)

(1) 臨時外交調査委員会設置に関する論議の詳細は、伊東巳代治『翠雨莊日記』、原書房、

1966年にある。

- (2) 細谷千博『シベリア出兵の史的研究』、新泉社、1976年、46ページ。
- (3) 同前、48ページ。
- (4) 『日本外交年表竝主要文書』上、原書房、1965年、44ページ、参謀本部『大正七年乃至十一年 西伯利出兵史』第1巻、1924年（復刻版、新時代社、1976年）、39ページ、細谷、前掲書、81-82ページ。
- (5) 後藤新平伯伝記編纂会『後藤新平』第3巻、伝記編纂会、1937年、880ページ。
- (6) 同前、887ページ。この後藤の覚書きを伝記筆者の鶴見祐輔は外相就任後の部分に記述しているが、井上清『日本の軍国主義2』、東京大学出版会、1953年所収の「社会主义大革命干渉戦争」は「一月革命の直後、おそらく一二月下旬」としている。どちらが正確かは分からぬ。ただ「予メ関係諸國ノ同意ヲ得テ」という限定をも省略しているので、井上は後藤の覚書きの日付を溯らせて推定しているように思える。
- (7) 大山梓編『山県有朋意見書』、原書房、1966年、359ページ、細谷、前掲書、98-99ページ。山県は同年、月日不詳の「西比利亜出兵意見」も書いている（同前、378-379ページ）。それは、（一）連合国と違った行動をとるかどうか、（二）もしロシアに反過激派政府が成立したらどうするか、（三）日本は米国の希望する出兵条件を言明することができるか、（四）軍費の調達方法をどうするかという内容で、やはり連合国とくに米国の動向を最大の条件にしていったことが分かる。
- (8) 細谷、前掲書、100ページ。巻末付属文書にXXV全文がある。
- (9) 同前、102ページ。
- (10) 『日本外交年表竝主要文書』上、445ページ。
- (11) 参謀本部、前掲書、44-45ページ。
- (12) 細谷、前掲書、197-198ページ。
- (13) 『原敬日記⑦』1918年6月15日、乾元社、1951年、417ページ、同、7月14日、436ページ。
- (14) 伊東、前掲書、135-161ページにこの2日間の議事が詳細に記されている。『日本外交年表竝主要文書』上、445-462ページには16日の分だけが掲載されている。
- (15) 『原敬日記⑦』1918年7月16日、448ページ。
- (16) 同前、450-451ページ。
- (17) 細谷、前掲書、XXX-XXXI。
- (18) 参謀本部、前掲書、55-56ページ。
- (19) 『自明治三十七年至大正十五年 陸軍省沿革史』上の第2刷、嚴南堂、1969年、での稻葉正夫の解説で紹介された。この概要の解説は神田文人「統帥権と天皇制2」で述べた。
- (20) 参謀本部、前掲書、64ページ。
- (21) 『日本外交年表竝主要文書』上、462ページ。
- (22) 細谷、前掲書、222ページ。
- (23) 軍隊の派遣については、参謀本部、前掲書、143-325ページより。
- (24) 高倉徹一『田中義一伝記』下、伝記刊行会、1960年（復刻版、原書房、1981年）、126-128ページ。ただし日付は米国政府の書簡が19日、日本政府の回答が16日とあって矛盾するので、細谷、前掲書の年表によった。
- (25) 高倉、前掲書、46ページ。参謀本部、前掲書では「八月一日」の日付が「八月二日」になっている。
- (26) 『日本外交年表竝主要文書』上、510ページ。
- (27) 参謀本部、前掲書、第2巻、364-367ページ。
- (28) (26)に同じ、511ページ。
- (29) 高倉、前掲書、189ページ。

- (30) この間の軍隊の派遣、交替等については、参謀本部、前掲書、第3巻、16-23ページ。
- (31) 同前、9-10ページ。『日本外交文書 大正九年』上。
- (32) 注(21)の年表より。なお撤兵論については、百瀬孝「シベリア撤兵政策の形成過程——大正九年十二月—十年五月」(『日本歴史』No.428、1984年1月)が、大連会議については、同「大連会議の交渉過程——大正十年—十一年」(同前、No.443、1985年)を参照した。
- (33) 『原敬日記⑨』、乾元社、1950年、27ページ。
- (34) 同前、60ページ。
- (35) 同前、68ページ
- (36) 同前、151ページ。
- (37) 同前、324ページ。
- (38) 同前、304ページ。
- (39) 同前、308-309ページ。
- (40) 『日本外交年表並主要文書』下、原書房、1966年、23ページ。
- (41) 参謀本部、前掲『西比利出兵史』続編、206ページ。
- (42) 『日本外交年表並主要文書』下、23-24ページ。
- (43) 参謀本部編『昭和三年支那事変出兵史』、1930年(復刻版、巖南堂、1971年)、22-23ページ。
- (44) 『日本外交年表並主要文書』下、96ページ。参謀本部編、同前、25ページにもある。
- (45) 参謀本部編、同前、23-24ページ。
- (46) 同前、30-31ページ。
- (47) 同前、39ページ。
- (48) 同前、85ページ。
- (49) 『日本外交文書 昭和期 第一部第二巻』、353ページ、参謀本部編、同前、103-104ページにもある。
- (50) 『日本外交文書』同前、387ページ。
- (51) 楊克林・曹紅編『中国抗日戦争図誌』、天地図書有限公司、香港、1992年、84ページ。同書年表の6月7日に「”济南惨案”後援会代表在南京報告、”惨案”死亡三六二五人、傷一四五五人、財産損失約二六〇〇万元」とある。また蒋介石『蒋介石秘録8』、サンケイ新聞社、1976年、40-41ページには、6月7日南京で発表した「济南惨案代表團が調査したところによると、この事件の中国人死者は三千二百五十四人(男子二千百人、女子六十六人、不明千八十八人)負傷者は千四百五十人の多きに達した」。これにたいし「日本外務省が第五十六議会に報告した日本民間人の被害者は、殺害されたもの十五人(行方不明一を含む)、負傷十五人となっている」という。日本人の被害者はほぼ一致するが、中国人の被害者数はその後の調査でさらに増えたことが明らかである。
- (52) 参謀本部編、前掲書、118ページ。
- (53) 楊克林・曹紅編、前掲書、90ページによる。なお参謀本部編、前掲書、復刻版の稻葉正夫「解題付録張作霖爆殺事件」、中村政則『昭和の恐慌』、小学館、1982年もこの時刻をとっている。蒋介石、前掲書、島田俊彦『関東軍』、中公新書、1965年、大江志乃夫『天皇の軍隊』、小学館、1982年は「五時二三分」としている。
- (54) 田崎末松『評伝田中義一』下、平和戦略総合研究所、1981年、690-691ページ。
- (55) 同前、692ページ。
- (56) この部分は『小川平吉関係文書 一』、みすず書房、1928年の日記(262-263ページ)および「満州問題秘録・秘」からとった。ただし12月15日の日記には27日のことまで書かれているので、後日に書いたことは明白である。しかし日を追って書かれているので信憑性は高いと思う。
- (57) 高倉、前掲書、1030ページ。

- (58) 田崎、前掲書、696ページ。
- (59) 河井弥八日記『昭和初期の天皇と宮中』第3巻、岩波書店、1993年、栗屋憲太郎の「解説」、254ページ。
- (60) 1929年の記述は主として『牧野伸顕日記』、中央公論社、1990年による。
- (61) 『昭和天皇独白録』、文芸春秋、1991年。
- (62) 防衛庁戦史室 中央 戦争指導 重要国策文書（以下「重要国策文書」と略す）545 「満州事変作戦指導関係綴 別冊1」、2枚目。島田俊彦「満洲事変の展開」（『太平洋戦争への道 第2巻』）、1962年、3ページ。
- (63) 「重要国策文書」、同前、7-8枚目。
- (64) 同前、6枚目。島田、前掲論文、6ページ。
- (65) 「重要国策文書」、同前、12枚目。島田、同前、7ページ。
- (66) 林銑十郎『満洲事件日誌』、みすず書房、1996年、7ページ。
- (67) 『現代史資料7 満州事変』、みすず書房、1964年、458ページ。
- (68) 「重要国策文書」541「満州事変作戦指導関係綴 1」『太平洋戦争への道 別巻資料編』、朝日新聞社、1963年（以下『資料編』と略す）。
- (69) 『日本外交文書 満州事変 第一巻第一冊』、4ページ。
- (70) 『資料編』、114ページ。
- (71) 『日本外交文書』同前、25ページ。これは矢吹省三外務政務次官より姫路市滞在中の田中武雄外務参与官に宛てた電報である。
- (72) 「重要国策文書」545、11枚目。
- (73) 同前、13枚目。この「註」は本文の電報とは別字で書かれており、かつ文書欄外に「第一課」と書き、東条の印が押されている。「註」の字と「第一課」の字も筆跡が違う。また当時東条英機は第一課長ではあったが編制動員担当で作戦とは無関係だった。その東条が書類を見て無念の思いを述べ、それを下僚が注記したのかも知れない。
- (74) 同前、14枚目。
- (75) 同前、17枚目。島田、前掲論文、8ページ。
- (76) 林、前掲書、10ページ。
- (77) 「重要国策文書」545、19枚目。島田、前掲論文、10ページ。
- (78) 同前、20枚目。
- (79) 同前、17-18枚目。
- (80) 「重要国策文書」546「満州事変作戦指導関係綴」の4番目の資料、タイトルは「対内善後案」とある。
- (81) 『資料編』、116-117ページ。
- (82) 「重要国策文書」546、35-38枚目。
- (83) 『資料編』、118ページ。
- (84) 「重要国策文書」546、40-43枚目。
- (85) 『資料編』、119ページ。
- (86) 『日本外交文書』56ページ。この電文は川崎卓吉内閣書記官長が永井松三外務次官に宛てたものである。
- (87) 「重要国策文書」545、25-26枚目。
- (88) 同前、27-30枚目。
- (89) 同前、17-18枚目。
- (90) 同前、17-18枚目。
- (91) この3点は「重要国策文書」546、49-76枚目にある。
- (92) 同前、63枚目。
- (93) 同前、49-50枚目。

- (94) 『現代史資料7』、432-433ページ。
- (95) 同前、432-433ページ。
- (96) 林、前掲書、17-18ページ。
- (97) 同前、19-20ページ。
- (98) 『資料編』、121ページ。
- (99) 『現代史資料7』、433ページ。
- (100) 「重要国策文書」545、43枚目。
- (101) 同前、32枚目。
- (102) 同前、33-34枚目。
- (103) 『資料編』、123ページ。
- (104) 『参謀本部臨參命・臨命総集成①』、エムティ出版、1994年、40ページ。
- (105) 「重要国策文書」545、36-38枚目。
- (106) 同前、39-40枚目。資料中の「参電四二」は同前、33-34枚目。
- (107) 同前、42-46枚目。
- (108) 『日本外交年表並主要文書』下、181-182ページ。
- (109) 同前、185-186ページ。
- (110) 『資料編』、147ページ。
- (111) 原資料は「重要国策文書」542「満州事変作戦指導関係綴2」49の2-50枚目。この関係の資料は島田俊彦「満州事変の展開」にほとんど利用されている。この部分の叙述は本論文に負うところが大きい。
- (112) 「重要国策文書」542「満洲事変作戦指導関係綴2」79-85枚目。
- (113) 1919年4月12日の軍令陸第12号。
- (114) 島田、前掲論文、62ページ。この制度は日露戦争のときに初めて登場したとあるが、それが何時どういう状況のときに採用されたものか、調べがつかなかった。
- なお本論文の大部分を執筆した後、堀場一雄『満州事変正統史』、丸善出版サービスセンター、1989年を閲読する機会を得た。事変直後から参謀本部作戦課に勤務していた著者が所蔵資料を利用して1950年9月18日に完成した原稿を、著者の親族堀場信雄氏が関係者の協力を得て出版されたものである。その中に「臨參命」に関する天皇の允裁について次のように記されている(101ページ)。
- 関東軍司令官麾下部隊の作戦行動に関しては、時々参謀総長より必要の指示を与へ以て準拠を示し來りたるも、軍の行動は事の性質上一に軍司令官の専行に委ねられたり。然るに、今や軍の行動をして機微なる内外の政略関係と密接なる協調を保たしむるを緊要とするに至り、從て適時軍の行動を統制々御するを要するに當り、一々之に關し上奏允裁を仰ぎ奉るは、實に万機の御政務を累し奉る處あるのみならず、区處至急を要する場合に於て或は機を失する事なしとせず。因て先例に準じ、今次時局終了する迄、関東軍司令官に対する重要な命令等を除く外細小の事項は、之を参謀総長に於て決定命令する如く御委任あらせられ、事後適當の時機に於て上間に達する如く致し度。
- (註) 本件に関しては、関東軍より再三反駁的質問あり。七日統帥部は之に対し戒告する所あり。
- この表現の中に先軍部としての関東軍と中央で陸軍大臣、政府等との協議、協調を避けられない参謀本部との違いが現れている。統帥権が独立していても、実際の軍事行動は軍政との関係なしには不可能であることを示している。
- (115) 『日本外交文書 満州事変 第一巻第一冊』、523ページ。
- (116) 島田、前掲論文、74ページ。
- (117) (108)の年表。
- (118) (111)の資料。

- (119) 島田、前掲論文、84ページ。
- (120) (110)の資料、168ページ。
- (121) 原田熊雄『西園寺公と政局』第2巻、岩波書店、1950年、69ページ。
- (122) 『木戸幸一日記』上巻、東京大学出版会、1966年、101ページ。
- (123) 村上重良編『正文訓読近代詔勅集』、新人物往来社、1983年、273ページ。
- (124) 『統帥綱領・統帥参考』、偕行社、541-542ページ。
- (125) 同前、3-7ページ。
- (126) 同前、19ページ。
- (127) 『現代史資料7』、531ページ。なお「重要国策文書」572関東軍參謀部「熱河作戦機密作戦日誌抄 其二」にも「東京ニ於テ 陛下ガ參謀次長ニ『関東軍ハ未タ欒河の線ヲ撤退セサルヤ』トノ御下問アリタルニ起因スト」と天皇の意向が反映していたことが分かる。この資料は中野良次中将の日記で、中野は「事変前から熱河作戦まで連続関東軍參謀として在職、鉄道、交通、通信、兵站担当した唯一の參謀」である。
- (128) 『日本外交文書並主要文書』下。
- (129) 『太平洋戦争への道 第3巻』、朝日新聞社、1962年所収。

今回「満洲事変」における陸軍のことだけを追跡して、海軍の上海事変等に触れることができなかったが、分量と時間の関係で割愛せざるを得なかった。ご了解を願いたい。